

衆議院 第百六十九回国会

農林水産委員会 議 録 第 八 号

平成二十年四月八日(火曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 宮腰 光寛君

理事 岩永 峯一君 理事 江藤 拓君

理事 近藤 基彦君 理事 佐藤 鍊君

理事 七条 明君 理事 筒井 信隆君

理事 細野 豪志君 理事 西 博義君

赤澤 亮正君 伊藤 忠彦君

今津 寛君 浮島 敏男君

小里 泰弘君 小野 次郎君

近江屋信広君 金子 恭之君

亀井善太郎君 北村 茂男君

齊藤斗志二君 柴山 昌彦君

谷川 弥一君 中川 泰宏君

永岡 桂子君 丹羽 秀樹君

西川 公也君 西本 勝子君

原田 憲治君 平田 耕一君

福井 照君 馬渡 龍治君

水野 賢一君 森 英介君

安井潤一郎君 若宮 健嗣君

石川 知裕君 大串 博志君

小平 忠正君 佐々木隆博君

篠原 孝君 神風 英男君

高井 美穂君 仲野 博子君

横山 北斗君 井上 義久君

菅野 哲雄君

参議院議員 平野 達男君

参議院議員 高橋 千秋君

参議院議員 舟山 康江君

参議院議員 若林 正俊君

農林水産大臣 今村 雅弘君

農林水産副大臣 谷川 弥一君

第一類第八号 農林水産委員会議録第八号 平成二十年四月八日

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案内閣提出第三八号)

は本委員会に付託された。

四月四日

明石海峡船舶事故対策を求める意見書(神戸市議会(第二九六六号))

明石海峡船舶事故対策を求める意見書(兵庫県淡路市議会(第二九六七号))

違法伐採問題への対応強化を求める意見書(熊本県芦北町議会(第二九六八号))

(仮称「バイオマス推進基本法」の制定を求める意見書(静岡県浜松市議会(第二九六九号))

見書(北海道厚岸町議会(第二九七〇号))

原油および飼料価格高騰に関する意見書(山形県飯豊町議会(第二九七一号))

原油価格高騰に伴う農業施策強化を求める意見書(静岡県掛川市議会(第二九七二号))

原油及び飼料価格の高騰に伴う農水産業への対策強化を求める意見書(宮崎市議会(第二九七三号))

飼料価格の高騰対策に関する意見書(北海道士別市議会(第二九七四号))

森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書(山形県真室川町議会(第二九七五号))

森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書(山形県小国町議会(第二九七六号))

森林・林業・木材関連産業政策の推進を求める意見書(群馬県議会(第二九七七号))

飼料高騰に関する意見書(長野県飯山市議会(第二九七八号))

森林・林業・木材関連産業政策の充実を求める

意見書(長野県塩尻市議会(第二九七九号))

森林環境税の創設と森林・林業・木材関連産業政策の充実を求める意見書(長野県富士見町議会(第二九八〇号))

森林環境税の創設と森林・林業・木材関連産業政策の充実を求める意見書(長野県天龍村議会(第二九八一号))

森林環境税の創設と森林・林業・木材関連産業政策の充実を求める意見書(長野県泰阜村議会(第二九八二号))

森林環境税の創設と森林・林業・木材関連産業政策の充実を求める意見書(長野県磐田市議会(第二九八三号))

森林を守り林業関連産業政策の推進と林野事業の健全化を求める意見書(静岡県磐田市議会(第二九八四号))

シーシェパードによる調査捕鯨妨害活動に対する適切な処置を求める意見書(和歌山県議会(第二九八五号))

食料の安定供給のための基幹水利施設の整備等に関する意見書(青森県中泊町議会(第二九八六号))

食料自給率の向上および食の安全・安心の確保に関する意見書(山形県飯豊町議会(第二九八七号))

食料自給率の向上を求める意見書(滋賀県長浜市議会(第二九八八号))

食の安全と自給率向上、地域農業の振興を求める意見書(大阪府岸和田市議会(第二九八九号))

生産調整の実効性確保及び再生産可能な米価に関する意見書(山形県小国町議会(第二九九〇号))

生産調整の実効性確保および再生産可能な米価に関する意見書(山形県飯豊町議会(第二九九一号))

地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する要望意見書(北海道厚岸町議会)(第二九二九号) 畜産経営安定強化に関する意見書(富山県魚津市議会)(第二九二九号) 畜産経営安定強化に関する意見書(富山県水見市議会)(第二九四四号) 畜産経営安定強化に関する意見書(富山県黒部市議会)(第二九五五号) 畜産経営安定強化に関する意見書(富山県立山町議会)(第二九六六号) 畜産経営安定強化に関する意見書(富山県入善町議会)(第二九七七号) 畜産・酪農対策に関する意見書(山口市議会)(第二九七八号) 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書(鹿児島県南種子町議会)(第二九九九号) 「農業政策」に関する意見書(山形県三川町議会)(第三〇〇〇号) 農業委員会の設置規制の堅持を求める意見書(長野県上田市議会)(第三〇〇一号) 農地政策の見直し及び農業委員会の設置規制に関する意見書(長野県富士見町議会)(第三〇〇二号) 農業委員会の設置規制の堅持に関する意見書(長野県辰野町議会)(第三〇〇三号) 農地政策の見直し及び農業委員会の設置規制に関する意見書(長野県木曽町議会)(第三〇〇四号) 農業委員会の設置規制の堅持を求める意見書(岐阜県関市議会)(第三〇〇五号) 「バイオマス推進基本法(仮称)」の制定を求める意見書(青森県議会)(第三〇〇六号) 配合飼料価格の高騰対策を求める意見書(青森県議会)(第三〇〇七号) 配合飼料価格の高騰対策を求める意見書(福島県議会)(第三〇〇八号)	「バイオマス推進基本法(仮称)」の制定を求める意見書(福島県議会)(第三〇〇九号) 「バイオマス推進基本法(仮称)」の制定を求める意見書(埼玉県戸田市議会)(第三〇一〇号) 「バイオマス推進基本法(仮称)」の制定を求める意見書(千葉市議会)(第三〇一一号) 「バイオマス推進基本法(仮称)」の制定を求める意見書(石川県内灘町議会)(第三〇一二号) 配合飼料価格安定制度の充実・強化を求める意見書(静岡県議会)(第三〇一三三号) バイオマス活用の推進に関する意見書(名古屋市長古屋市議会)(第三〇一四四号) 万全なBSE対策で、食の安全・安心を守るよう求める意見書(愛媛県松前町議会)(第三〇一五五号) 配合飼料価格の高騰対策を求める意見書(宮崎県議会)(第三〇一六六号) BSE対策に関する意見書(宮崎県議会)(第三〇一七七号) BSE対策に関する意見書(宮崎県議会)(第三〇一七八号) 米価下落等に対する農業の所得確保対策に関する意見書(北海道士別市議会)(第三〇一九九号) 米価下落に対する総合的な対策を求める意見書(福井県大野市議会)(第三〇二〇〇号) 米価の安定対策を求める意見書(長野県富士見町議会)(第三〇二〇二号) は本委員会に参考送付された。	得補償法案を議題といたします。 これより質疑に入ります。 本日は、本案審査のため、参考人として、東京大学大学院農学生命科学研究科農学国際専攻教授鈴木宜弘君及び東京農工大学名誉教授梶井功君、以上二名の方々に御出席をいただいております。 この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。 本日は、御多用の中、ご本委員会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。 参考人各位におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をお述べいただきたいと思いますので、よろしく御願い申し上げます。 次に、議事の順序について申し上げます。 まず、鈴木参考人、梶井参考人の順に、お一人十五分程度御意見を述べいただき、その後、委員からの質疑に対してお答えをいただきたいと存じます。 なお、念のため申し上げますが、御発言の際は、その都度委員長の許可を得て発言していただくようお願い申し上げます。また、参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、あらかじめ御了承願います。 ○鈴木参考人 ただいま御紹介いただきました東京大学の鈴木と申します。よろしく御願い申し上げます。 ペーパーをお配りしておりますので、そちらの方も見ながらお話しさせていただきます。 「国民の理解を得られる農業政策」というタイトルで書いてございますペーパーをごらんください。本日は私が一番強調したい点が、まさにこの国民の理解を得られるという部分でございます。 最初にポイントのみを要約して申し上げますと、御案内のとおり、今、農業、農村が大変疲弊しております。これに活力を取り戻すというところがまず大きな課題としてございます。それともう一つは、食料自給率のこれ以上の低下に歯止め	をかける、それによって国民への食料の安定供給を確保するという二つの大きな課題があるわけでございますが、この課題を国民が納得できる政策根拠を示して実現することが非常に重要だと思っております。 そのために必要な施策として、そこに四つほどポイントを挙げております。一つ目が、農業経営者が将来の経営計画の立てられるセーフティネットを提供するということ、それから二つ目に、集団的な強制力に依存する生産段階の調整から販売段階の調整にできる限りシフトすること、と、それから三つ目としまして、産業政策と社会政策とを組み合わせる形で、結果的に多様な農家を支援するということ、それから四つ目に、これに関連しますが、社会政策の根拠としましては、多面的機能というのを漠然とした形でお題目のように言うのでは通じませんので、そうではなくて、農業、農村の多様な価値を国民が具体的に納得できる形の指標で示して、社会政策の根拠に国民の賛同を得られるようにすることでございます。 さて、農村現場の実態は、御案内のとおり、米価の急速な下落やえさ価格の高騰、燃料価格の高騰にもかかわらず、なかなか生産物の価格が上がらないというような状況で、農村現場では悲鳴が聞こえてくるような、大変な農業、農村危機がささやかれております。 兼業農家は豊かだと言われていましたが、こちらの方も、御案内のとおり、地方の労働市場が縮小しまして、兼業農家にとっては農業収入と農外収入の両方の減少のダブルパンチで非常に疲弊しているというところで、農村地域の購買力が急速に失われて、地方都市の商店街のシャッター街化も加速されるというような形で、地方経済全体に暗雲が広がっているという状況でございます。 こうした中で、即応する形で、現場の窮状を打開するためにスピーディーにいろいろな施策が講じられてきたことは高く評価されるところでありまして、これにより小康を得ているという状態か
--	---	--	---

と思います。ただし、これらの多くの施策は、あくまで緊急的な支援策の位置づけのものも多く、一時的な措置であることも認識しておかなければなりません。

これまでとられてきた我が国の政策の特質としては、WTO、世界貿易機関のルールで定められた削減対象の政策というのを非常に厳しく受けとめまして、世界に先駆けて、米の政府価格や酪農の保証価格等、価格支持制度を廃止してまいりました。その精神は、価格は市場が決めるものであって、経営に対する支援は収入変動リスクの緩和を基本とする、こういう形で行われてきたわけでございます。ただ、この考え方における一つの懸念は、価格が趨勢的に下落基調になった場合に、所得低下に歯どめがかかるかどうかという点でございました。

こうした中で、今、米価等の下落が激しくなっているという状況も受けまして、民主党さんから出されました戸別所得補償法案というものは、農業所得低下へのセーフティネットを強化する意味で大変注目される制度で、その姿勢には敬意を表したいと思えます。

ただし、最大の問題点として私が考えますのは、一般国民からのばらまきという批判にたえられない、過保護農政という、これは誤解なんぞでございますけれども、こういう点を払拭できないというところにあるかと思えます。

農業の担い手は多様であつて、多様な理由から支援を講ずる必要があることは間違いないわけでございますが、そうした施策の根拠がきちんとわかるようになっておらない状態で、農家が困っているから一律に支援するというように受けとめられかねない政策というのは、国民の支持を得られないのではないかと考えてございます。

それで、国民が賛同できる政策理由の明確化ということが重要だと考えるわけでして、この点でいいますと、農業、農村には多面的機能があるからとよく言われますが、これが十分具体的な指標となっていないければ、国民にはむしろ保護の言い

わけのように受け取られてしまうということがございます。

例えば、ヨーロッパ、北イタリアにも水田地帯がございますが、ここでは、稲作農家に対して三つの機能をきちんと指標化して、その三つの機能といえますのは、水質浄化機能、それからオタマジャクシや赤トンボが生息できるという生物多様性の維持、それから、日本でもよく言われることは言われますが、ダムとしての洪水防止機能、そういうものをそれぞれ評価して、米価には反映されていらない便益に対して、これはみんながお金を集めて支払うべきであるという考え方で直接支払いが成立しているわけでございます。こうした具体的な指標化を通じて、その価値を国民によく理解してもらう、補助金の根拠を明確にするということが必要なのでございます。

このような多面的機能というのは、農家の経営規模の大小を問わず発揮される、あるいは、棚田の景観とか洪水防止機能でわかりますように、むしろ条件不利な地域の小規模農家の方が評価が大きい場合もありますので、小規模農家や中山間地域の支援の大きな根拠になるわけでございます。

そうした点から考えますと、現行の農業施策体系というのは、どうも強い農業の育成という点が強調され過ぎた嫌いがあつて、大きな誤解を招いていたと思われまが、実際には、産業政策と社会政策の組み合わせで多様な農業を支援するという考え方はきちんと整理されておるわけでございます。中山間地直接支払い制度とか、農地、水、環境保全向上対策のように、規模を問わない、あるいは条件不利地域に重点を置いた社会政策的な支援というのが、規模要件を導入した産業政策的な品目横断的経営安定対策と車の両輪と言われるゆえんでございます。

したがって、産業政策としての品目横断的経営安定対策は規模要件を勘案するが、規模を問わず小規模層には別の理由によって支援の拡充を行うという形で施策根拠の仕分けを明確にすることが、結果的には、多様な農家全体に支援が行わ

れつつ、その根拠が国民に納得されるということになるかと思えます。

先ほどイタリアの稲作への支援の例を挙げましたが、環境や景観を理由にした支払いは、ヨーロッパでは御案内のとおり非常に充実しておりまして、フランスの農家所得の八割がこうした直接支払いによって賄われているというような状況もございまして。日本も、ヨーロッパに定着しつつあるこういうふうな価値観を国民によく理解していただく、早急に、農地、水、環境保全対策のような対策の検証をして、これを充実するということが必要であらうかと思えます。

それともう一点は、生産調整への過度の負担をどう考えるかという点でございまして。

戸別所得補償法案では、市町村を含む行政の役割を重視した生産調整への明確な回帰を前提にしておりますが、強制感の伴う生産調整には限界感があることは無視できない事実だと考えます。しかも、同法案では、米のみならず、麦、大豆、飼料穀物等にも生産数量枠の設定を広げるという形で、従来以上に強制感のある生産調整の強化が前提となっております。

生産調整のメリットを拡充して、参加、不参加は個人の選択に任されるというのであればよろしいかと思うんですが、これまで、実際には、さまざまな集団的な強制力によって何とか生産調整は実施されてきたというのが実態でございます。

そういう中で、現場の市町村職員等の負担が大きくなり過ぎて、農家の皆さんも大変だし、現場の行政もたないというところで今の流れができてきたわけでございますので、その流れを再度市町村等の役割強化という形に戻すことは至難のわざに思えます。つまり、米価下落の歯どめを生産調整の強化に過度に依存することは現実的ではないし、ましてやそれを他作物まで広げるといふことになる、かなり困難を極めるのではないかとということが考えられます。

しかしながら、それでは生産調整が緩むことを前提にせざるを得ないということも頭に置きます

と、それでも米価下落に対処できる、あるいは農家の再生産が可能になるような補てんシステムというものをやはり考えておかなきゃいけないのではないかと。その場合に、現在の制度体系でそれが十分可能かどうかをよく検証する必要があると思われま。

収入変動緩和対策、いわゆるナラシにつきましては、減収幅が大きくなった場合にも対応可能な形の補完措置がとられましたので、今はそれが十分な機能を果たすかが注目されると思います。

それから、今回は緊急的に備蓄の積み増しという形で買い上げも行われましたが、このあたりをもう少しシステム化して、過剰時の隔離機能を拡充するというのは、販売段階での調整に大きく依存せず、販売段階での調整機能を強化する必要があるかと思えます。

これは一つの例ですが、アメリカのローンレイト制度というのがございまして、一俵幾らかというのは、仮置き価格をそこでは示しておりますが、米を担保にした質入れの短期融資で、現物を戻して市場で売ってもいいし、質流れさせてしまってもいいという形のシステムですけれども、この質流れ分につきましては、えさ米とかバイオ燃料米とか援助米、米粉とか、そういう形で主食用市場から完全に切り離すという仕組みでございます。

何らかの価格水準がここで設定されておりますれば、大規模層にとつて、あるいはその他の担い手にとつてもそうですが、その価格を目安にして経営計画を立てられるということがございます。実は、この考え方は現行の集荷円滑化対策に反映されておまして、現行の手取りはいろいろ合

わせまして七千円程度でございますので、これをベースにして、こういう制度を拡充するかどうかということも検討の余地があるのではないかと思

います。

現在、生産調整を含む米政策には約四千億円ぐらいが投入されております。このうちの一千億円というのは、私が試算しました市町村段階のもの

ろもろの推進費用が約一千億円かかるということ
を組み込んで、全体で四千億円ということなんで
すが、この四千億円をえさ米やバイオ燃料米、援
助米、米粉としての処理費に活用するとしてしま
う、かなりのことができるように考えられます。

援助米につきましては、八億五千万人の世界の
栄養不足人口に日本が貢献するという国際貢献の
立場からODAとか外務省予算で見ることができ
ますし、バイオ燃料につきましては、エネルギー
自給率向上の観点から経産省予算、あるいは、不
測の事態に備えた米備蓄につきまして、このい
う国際需給の逼迫等を受けて、国民のコンセン
サスが得られましたら、フィンランドのような一
年分とはいかないまでも、国防予算でこういう
ことを拡充するというような可能性もあるんでは
ないか。

以上はんの一例にすぎませんが、生産調整の
緩みを前提としても、生産者が、価格がどこまで
下がるかわからない、経営計画が立てられないと
いうような状況にならないように、ことしの秋に
向けて現行制度体系の検証を急ぎ、必要な拡充が
望まれるのではないかとこのように考えておりま
す。

それと、もう一点申し上げたいのは、コスト削
減の限界と消費者の支援という点でございます
が、日本農業につきまして、非常に限られた土地
条件のもとではございますが、国民に対して可能
な限り低コストで食料を供給するという努力は最
大限行いべきではありますけれども、念頭に置い
ておかなきゃいけないことは、幾ら日本農業が規
模拡大してコストダウンしても、例えばオース
トラリアの農業とコスト競争で勝てるわけがな
い。我が国の分散錯雑は容易に解決できるもの
ではございません。私もオーストラリアの西部の穀
倉地帯を見てまいりましたが、五千八百ヘクタ
ールの一戸当たりの耕地面積を二・五人ぐらいで
営んでいるのが、これが平均より少し大きいだけ
だというような状態でございますので、強くなれ
ば勝てるという世界ではございません。

そういうことを考えますと、日本の場合には、
消費者から、少々高くても日本のものを買いたい、
皆さんがつくったものを信頼して買いたい、そう
いうふうな支援を受けられるような農業、という
環境にも人にも動物にも優しい資源循環型の農
業に徹して、それを消費者がしっかりと受けとめ
くれるような信頼関係を築かなければ、これから
もたなくなるというふうに考えるわけです。

その場合に、日本の消費者というのは、欧米に
比べて生産者との一体感が薄い、農業、農村に対
してやや思いやりが薄いように思われます。この
大きな理由の一つは、高関税で世界に閉鎖されて
補助金漬けの日本農業というような日本農業過保
護論が世論形成された。これは全く誤った情報で
ございますが、こういうことは、日本農業、農村
を攻撃することで利益を得られる人々によつて意
図的な批判が行われ、しかし、国民がそれを信じ
てしまっているということでございます。これは、
我々関係者の共同責任であると思います。

若干申し上げますと、例えば、関税が高いとい
うのは全くの間違いでございます。関税が高かつ
たら、我々の体のエネルギーの六一%もが海外に
依存して、こんなに輸入食料があふれるわけがな
い。関税が低いから、これだけの自給率の低下が
あったわけです。もし補助金漬けであれば、この
ように農業、農村は疲弊しておりません。日本の
国内の農業保護額は、今やアメリカやEUよりも
はるかに小さい数字になっております。

このような誤りを正し、正確な情報を国民に伝
えるとともに、さらなる自由化を含む規制緩和で
一部の産業の短期的利益や安い食料と引きかえに
我々国民が多くのものを失うということ、これを
きちんと説明して、ばらまきという批判は排除し、
必要な農業政策をきちんと理解を得て行こうと
できなかつたら、日本の将来に取り返しのつかな
い禍根を残すことになりかねない、そういう過渡
期に来ておると思います。

そういう意味でも、消費者、国民の皆さんに納
得してもらえぬ根拠に基づいた施策体系、そうい
うものをきちんと示すことが農業、農村を守る一
番大事な視点だということふうに考えております。
以上でございます。(拍手)

○宮腰委員長 ありがとうございます。
次に、梶井参考人、お願いいたします。

○梶井参考人 梶井でございます。

委員長が忌憚のない意見をということござい
ましたので、私は、この民主党の出された法案に
即しまして、遠慮のない意見を申し上げてみたい、
こう思っております。

お手元に「年頭所感」という変なものを配りし
てあるかと思ひます。これを後でお読みいただい
ればと思うんですが、今、日本の農政が最
大のポイントを置いて取り組まなきゃいけない課
題というのは、今お配りしましたものの冒頭に、
国際的な穀物需給が大変な状況になっているとい
うことを書いておきましたけれども、この状況の
中で、食料自給力をいかに強化するか、食料自給
率をいかに引き上げていくか、このところにや
はり農政の最大の力点を置いて取り組むべきでは
なからうかというふうに私は思っております。そ
の点について今の農政はちよつと頼りないところ
もございまして、そういう課題にこたえるとい
う意味でいいますと、今回の民主党の出された
た農業者戸別所得補償法案は、まさにその課題に
こたえるという意味で私大変高く評価してござ
います。

その趣旨を、お配りしましたものの九ページあ
たりからちよつと書いてあるんですけども、こ
の戸別所得補償法案第一条「目的」で、これも改
めて私が読み上げるまでもなく皆さん御存じのと
ころですが、「食料の国内生産の確保及び農業者
の経営の安定を図り、もつて食料自給率の向上並
びに地域社会の維持及び活性化その他の農業の有
する多面的機能の確保に資することを目的とす
る。」ここで、今の最大の日本農政の課題にこた
えるためにやるんだということが明確に書かれてい
る。その点で、まず第一に私がこの法案に賛意を
表する次第なんです。

そのために一体何をやるかということで、第三
条で、主要農産物の種類ごとに国、都道府県及び
市町村、行政の方で生産数量の目標を設定するん
だということがはっきり書かれております。この
中には今問題になっております米の生産調整の目
標なんかも当然入るんだと思うんですけども、
私は、この点が非常に大事な点だと思ひますね。
そして、国、都道府県及び市町村は、前項の生
産数量の目標を設定したときは、遅滞なくこれを
公表し、そしてその達成に努めなきゃいけない
ということが第三項の方に書かれております。

この点が非常に大事なところであります、今、
生産調整というのは非常に大事な課題として取り
組まれているんですけども、この生産調整につ
いて一体こういうふうな政策目的というものが明
示されてきたのか、これが非常に大事な点だと思
ひますね。その点に關しまして、私、最近の農政
で大変な政策目的の認識の変化が起きたんじゃな
からうか、こう思っております。

といいますのは、昨年暮れ以来、これは自民党
の先生方大変な御努力があったと思うんですけ
れども、品目横断的経営安定対策なり、あるいは
米政策改革のあり方について大変大きな見直し
が行われております。見直しが行われている中で、
私、農水省のおつくりになりました平成二十年
度の農林水産予算の説明を拝見しまして、大変び
くりしました。昨年の八月ごろに出された概算要
求の説明書と物すごくさま変わりしてございま
すね。これはもちろん先生方もお気づきになつ
ていらっしゃるかと思うんですけども、概算要
求の段階で農水省がおつくりになった予算の説明
では、米政策改革の目的というのは需給調整、需
給調整は何のためにやるんだということは、これ
は望ましい米づくりのためにやるんだ。望ましい
米づくりというのは、農業者、農業者団体が市場
の状況を敏感に感じ取って、それに応じた米づく
りをやっていく、それをつくり上げる。そのため
に、農業者、農業者団体主体の需給調整システム
として生産調整に取り組むんだということが書か

れておりました。

米政策改革大綱以来そういう考え方が強調されてきていたんですけれども、今回新しく出された平成二十年年度の農林水産予算の米政策改革の説明のところには、その言葉は一つもありませんでした、完全に消えていました。完全に消えていて何が出てきたかといったら、食料自給率の引き上げです。米の生産調整の徹底、そして同時に、その生産調整の枠組みの中で、飼料米なりエタノール米なり、そういう非主食用米の生産というのを拡充するんだ、食料自給力の強化、食料自給率の引き上げ、これが米政策改革の目的に入っていました。これは大変大きな変わりでありまして、大変歓迎すべき変化だというふうに私は思いました。その点でいいますと、民主党のこの案の第一条、第二条で言っていることが明らかに予算の説明の変化としてあらわれているというふうに思いました。

このお渡ししましたものを書いた段階では、その変化というのは私はまだよく認識していませんでした。校正の段階で初めてその変化というのがわかりまして、後書きに書いておいたんですが、しかし、その前に、自民党の先生方の方で、昨年の暮れ、十月以降見直しについて随分御議論されて、出されているいろいろな改革の方向を漏れ承りますと、どうも民主党の案に随分近づいているような感じがいたしました。

この一番最後の十一ページの上の方、校正に入っているのは、これは後で書いたんですが、その前のところは、これは随分近づいてきています。それで、どうもこの近づいた中身からいいますと、戸別所得補償法案の実質を自民党も否定しがたくなっているということではなからうか。そういう意味で、実態認識といいますが、とるべき政策の方向の認識というのが随分近づいてきているんじゃないかなという印象を、私、米政策改革の変化なんかを見まして持ちました。そういう点からいいますと、あれがいかぬ、これが変だという形でけなし合うんじゃないくて、こ

の法案のいいところをぜひ取り上げて、それを法律としてやっていただくと、実体化していただく、それをお願いしておきたいと思うんです。参考人の意見としては変な意見ですけれども、まず冒頭そのことを申し上げておきたい。修正すべきところもそれはあるでしょうけれども。

それに関連しまして、非常に大事な点は、第三条のこの書き方に関しましては、生産調整という問題は国の政策として取り組むんだ、これを明確に示している点が非常に大事な点だと私は思うんです。

その点は、これは古い話になって恐縮ですが、でも、この生産調整政策というのは、水田総合利用対策として初めて本格化しなさいかぬというときに、当時の鈴木農水相、私も善幸さん、善幸さんと言っていたものですが、鈴木先生がその当時農林大臣でございました。これは記者発表の言葉だったと思いますけれども、生産調整というのは総合食料政策の一環としてやるんだ、日本で今自給率の低い作物の生産に生産をシフトさせて、全体として自給率を引き上げていく、そういう総合食料政策の一環として、自給率引き上げの一環としてやるんだということを大変強調されておられました。ただ単に米価調整のためにやるんじゃないよということを鈴木善幸大臣は大変強調されていたんです。

私は、米の生産調整政策というのが持つ意味は、今そこに凝縮されていると思うんです。それを改めて民主党のこの案が政策の正面に据えたというところは、大変歓迎すべきことであるというふうに認識しております。

それを達成する手段として、生産数量の目標に従って主要農産物を生産する販売農業者に所得を補償するための交付金を交付するということが第四条で書かれております。先ほど鈴木参考人も、これがばらまきというふうにとられないかということを変心配されておりましたけれども、今、日本国民が最大の課題として直面しなさいいけない食料自給率の引き上げ、自給力の強化という大

目的に従ってやるんだ、これが政策目的にはつきり据えられている、もつと国民は今の食料危機というような問題について認識を深めてもらう必要はありますけれども、それである限りにおいては、私は、どれだけ多数の農業者のところにこの行こう、ばらまきなんて言われる筋合いは何もないと思うんです。

なお、ついでに申し上げますけれども、私は、ばらまきという言葉は大変不穏当な言葉だと思っております。私はよく学生に、名誉教授になつて学生と接する機会が少なくなつたんですけれども、たまに来る学生によく言うんですけれども、おまえら広辞苑引いてみる、広辞苑にはばらまきとは何と出ている。ばらまきという名詞はありますよ。ばらまきとは一体何だ。①ばらばらまく。これは②の方が非常に大事なあれであります。②不特定多数の人に惜しみなく金品を与えることとなつていいます。これがばらまきの意味なんです。私は、今までの農政を見ても、農業者にただで金品を与えるようなことを我が農政はやつたことがあるのかしら、ばらまきという言葉をつくつた方はその辺のところが大いに反省していただきたいと思います。

その点に関連しまして、もう一つ私が申し上げたいと思ふのは、附則の第二条で、この所得補償法案が成立したら、農業者の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律を廃止すると明確に書かれてあります。これも私は大賛成であります。

実を言いますと、この農業者の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律が審議されておりました段階で、私、平成十八年六月八日の参議院の農林水産委員会に参考人出席させていたしまして、この法案に対しては反対だということ趣旨を申し上げました。反対とはどういうことかといふと、この農業者の担い手に対する経営安定、いわゆる品目横断的経営安定対策の中身になつていいますけれども、担い手に対象を

限定して、担い手を限定してこれに所得補償の道を講ずるといふのは、農業構造の改善の進展になるんじゃないかと逆にマイナスになるということを私そのとき申し上げました。

繰り返しませんけれども、いいますのは、これはそのときも申し上げたんですが、農水省が大変苦労してやっております農業構造動態統計なんかを見れば、あれはセンサスの前年と比べてやっているわけですから、五年間の間に、例えば五ヘクタール以上の農家は二〇%は脱落していくんです。しかし、二〇%が脱落する反面で、五ヘクタール以下、二ヘクタール、三ヘクタールの方々は、おれは頑張つてやろうということ規模拡大して五ヘクタール以上になつて、そういう上がり下がり動態の結果として今まで五ヘクタール以上の農家がふえてきていたわけです。農業構造の変化というのはそういう動態を通じて起きるんだ。それなのに、一定の、例えば四ヘクタール以上の農家だけに所得補償をやつて幾ら保護しても、米価がいいときでも二〇%おつちたんです。幾ら保護されても、その中で、例えば家族の働き手が病氣になつたとかということがあれば規模縮小せざるを得ない。そういう条件は今まで二〇%ぐらいの頻度で起きてきていたわけです。それが今後ないということは保証されない。他方で、米価がいい、これだけの所得が確保されるというふうな見通しがあれば、下から意欲を持って上がってくる人たちがいるわけです。むしろそういう下から上がってくる人たちの意欲をなえさせてしまふ。この一定規模以上層に施策を限定して行ふような政策は、むしろ二ヘクタールあるいは一・五ヘクタールの人たちの意欲をなえさせてしまふんだ、それが非常に問題なんだということ私は申し上げまして、このときから反対しているんですけれども、それを今回、法案の第四条との兼ね合いの中で、第二条でこれは廃止するというふうにならぬように出されましたのは、私は大賛成でございます。

もう一つ、それに関連しまして、一般的に、こ

これは政令でゆだねられている面もございすけれども、主要農産物について所得補償の施策を講じまして、中山間地なんかの非常に特殊な条件の悪いところについては特別の手当てをやる必要があるということで、現在でもこの中山間地についての直接所得補償は政策としてやられているわけですから、これを第八条で特に明記して、その保護というものを書かれています。この点も私、大変時宜に合った法案内容だということで、高く評価する次第なんです。

ということで、農業者戸別所得補償法案は、いろいろ吟味しなきゃいけない問題点もございす。ございすけれども、その点については諸先生の方でもいろいろ御審議されるでしょうから、そういう点は詰めていただいて、なるべくこれが成立することを期待したいと思うんです。

以上です。(拍手)

○宮腰委員長 ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の開陳は終わりました。

○宮腰委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中川泰宏君。

○中川(泰)委員 京都四区から出ております、自由民主党、中川泰宏でございます。

鈴木先生と梶井先生のお話を聞かせていただいて、それぞれの先生方からすばらしいお話をお聞きしたことに感謝を申し上げる次第であります。私自身は、農村地で生まれて、農業で大きくなりましたので、少し現実味を帯びてお話が聞きたいなというように思います。

まず、その話に入る前に、農業政策の中で、今、日本の国で、農業の中で一番生産が高いのは畜産、その次に野菜、そしてお米であります。そして、今日まで私自身見ておりますと、畜産については今危機にある、これはえさの高騰でありますから、これからみんなえさ問題をどうするんだ

というのを議論することが大事だと思いますが、畜産はきちつと後継者が残っております。そして、野菜も残っております。

私は、今日まで公明党さんと自民党が進めてきた農業政策は、畜産と野菜については合っており、んじゃないかなと思います。両先生、時間の都合上簡略に、合っておるか合っていないかをお教えいただけますか。

○鈴木参考人 御質問ありがとうございます。

畜産と野菜についての政策でございますが、おっしゃるとおり、畜産につきましては、大変規模拡大が促進されるような形で、いろいろな政策が充実した形で行われてきた成果が、今の畜産の規模につきましてはEJを追い越すぐらいの規模まで成長した。

それから、今は確かにえさの高騰で非常に厳しい状況にはなっておりますが、輸入のえさに依存するという問題点はこれから早急に経営体制を改革しなければいけないと思いますが、安い輸入のえさが入手できるという条件のもとでこれまで行われてきた政策や経営の戦略というものは十分に機能してきた。ただ、それは今転換期を迎えているということだと思います。

それから、野菜につきましては、三割ぐらいの関税しか残っていないということで、最近輸入物との競争も大変厳しくなっております。これは政策的には暴落時に価格が下がらないようにする措置等が機能してきたということでございすが、野菜につきましては、基本的には産地の努力による経営展開が非常に有効に行われて今の産地の拡大が行われた、そういうふうと考えております。

以上です。

○梶井参考人 野菜につきましては、私も鈴木参考人と意見はほとんど変わらません。

畜産のことについて、一言だけつけ加えておきます。

畜産に関しまして、畜産振興を言いながら、やはり飼料政策の点に関しては若干不十分だったん

じやなろうか、私はこう思っております。特に濃厚飼料、原料作物の生産なんかには、これはノータッチで来ているわけですね。

これは随分前ですが、国民食糧会議を三木内閣でおやりになりましたときに、そのときに、私も農林行政を考える会という会をつくっておりますが、今でもつくっておりますが、これは農水省の方々がつくっていらっしゃる労働組合、全農林の方々と一緒にやっている研究会ですけども、そこで、三木内閣でやりました国民食糧会議に、当時の穀物自給率が、たしかあのころはまだ四〇％あったと思うんですが、それでも非常に危機的だということで国民食糧会議が開かれたわけですね。

その段階で、これは政策のいかんによつては穀物自給率を六〇％に引き上げることが可能であるという提言を行いました。その提言をやったときの最大のポイントは飼料穀物の問題でした。飼料穀物問題について何も手をつけていない。これは非常に問題ではないかということで、飼料穀物についてしかるべき施策を打てばこれは十分可能なんだということをそのときも提案いたしました。

しかし、今日までほとんど手をつけられていない。今回、先ほどの米政策改革の中でも、飼料米なんかの問題もここでもややく手がつけられたというところで、一歩前進かなと思っております。

それからもう一つ、畜産の問題に関して申し上げたいと思いますのは、例えば、草地を大いに活用するというふうなことは大事な点なんですけれども、政策的に言いますと、草地利用権という制度は農地法の中にございす。しかし、草地利用権は草地と林地の共存を図っている制度じゃございませんですよね。草地として……(中川泰委員「内容がわかりましたから、短くしてくださいよ」と呼ぶ)わかりました。

私は、草地利用権と並んで、ぜひ混牧林地の利用権というふうなものを新たに制度化するというものを考えるべきじやなろうかというふうに思っております。

○中川(泰)委員 それぞれ先生方に今お聞きすると、畜産と野菜については政策的にはほぼ順調に進んできたというように認めていただきましたのと、今梶井先生から、飼料の点について、家畜の飼料についてどうかということについては少し問題があったのではないかと指摘を受けましたので、農業というのはいろいろな天候やいろいろな条件で変わりますから、政策も常に変えながら進めていかなくてはいいかなと私も思うところであります。

そうした中、今農業政策を進める上に、穀物の自給率を上げなくてはならぬ、私はそう思います。そして、私自身もお米をつくっておる農家の一人でありましたが、ばらまきやばらまきやと言うて、町の先生方からおしかりをずっと受けながら米づくりに励んでまいりました。

そして、自給率を上げるためには、やはり上げる政策をしなくてはならぬというように思いますが、私は法人化を進めることが非常に大事だと思う一人であります。農家の皆さん方にどんなお金を渡してあげても、将来、本当に穀物の自給率の向上につながるのかという疑問を持っております。

これについて、両先生はどうお考えですか。時間の都合があるので、簡略にお答えいただきますようお願いいたします。

○鈴木参考人 経営が非常に好転して、それがビジネス感覚で行われるということは重要なんです、法人化の方向というのは一つの重要な方向であると思いますが、必ずしも法人化の方向だけが重要かどうかというふうにいいますと、いろいろな多様な経営があつて全体として地域が成り立つというか、そういう視点も重要かと私は考えておりますので、基本的には、今の稲作農家が結果的に全体としてお米の生産で所得が十分得られるような、そういう環境をもう一度つくり、それによって生産がふえ、自給率が高まる。そういう中で、可能な限り、法人化等、そういうビジネスとして、産業として大きくするような経営も出てくること

が望ましいというふうな考えでございます。

○梶井参考人 私は、法人化は結構ですけれども、強制すべきではないというふうに思います。ですから、今回話したように、集落営農は結構だけれども、五年以内に法人化しないとか、そういうふうな強制するのはよくないと思うんです。これはあくまでも農家の、農業者の選択に任せるべき問題でありまして、法人化のメリットというふうなものを周知させることは非常にいいことですので、それを強制するのはよくないと思います。

○中川(泰)委員 鈴木先生から非常に的確な御意見をいただきましたことに厚く感謝申し上げます。

まず一つは、この辺はどうなんでしょう。私は、南丹市八木町というところで育ったのでありますが、私の地域の農家、京都四区ですが、農家をしておる人の平均年齢、農村地の平均年齢は六十五歳を超えているのではないかなと思うんです。農家のところへ行くと、おまえ、もう百姓はでけへんどほとんどの人が言います。何ぼ金をもろうてもあかんわ、もう体力が続かぬと。機械を買いかえたら一千六百万から二千万要るやんけ、それは無理やどというように農家の方は言います。そうすると、このままでいくとどうやと言うたら、あと三年から五年やなと言っんです。

だから、梶井先生が先ほど言われた、確かに強制することはだめだと私も思います。しかしながら、将来、我々の責任、国の責任は、国民にちゃんと自給率を上げることが責任だ、これが大事だと思えます。その政策をすることが大事であり、農村地の、限界集落については、農林水産省の予算ですのではなく、厚生省や別の予算でやっていかぬと理解が得られないんじゃないかなというように私は最近考えております。お米代を上げたるわと言ったところで、百姓はできません。

そこについて両参考人はどうお考えか、お教えいただけますか。

○鈴木参考人 御質問ありがとうございます。

おっしゃる点、よくわかります。そういう意味で、米価で十分にできない部分につきましては、まさに限界集落等を含めて、農業、農村が存在する意義ということも国民が全体としてどう考えるか、そういう価値をヨーロッパのように日本も理解できるような国民性になるように期待するといえますか、そういうことをみんなで理解してもらうようにしていく。

それについては、米価に反映できない部分は別途直接支払いで、そういうところを支えるためのお金をきちんとみんなで出しましょうというコンセンサスを得ていけば、言われたように、農林水産省予算も超えるような形で、いろいろな形の社会政策的な支援が得られる。農家の皆さんも、そういうことについて自分たちが責任を持つているんだということもきちんと理解できれば、そういう意味で、一生懸命そこで暮らすことについて、そういう直接支払いについても受け入れられるというふうな形で、農村地域と国民とのいい関係ができてくる、そういうことが重要ではないかと考えております。

○梶井参考人 まさに今、農政だけでもって、限界集落という言葉は余り好きじゃないんですけれども、農政だけで対応し切れないという問題は確かに多々ございます。しかし、ベースといいますか、中心は農業なんです、農林業なんです。林業の方も手当てしなきゃいけませんけれども、農業、特に中心の農業でちゃんと農家が食っていけるよという条件がなければ、幾ら他省庁の応援があつてもだめだと思っんです。まず、そのところをはつきりさせる。

その上で、そこで住む上でのいろいろな諸問題というものを、これは特に環境問題なんかも十分あるわけですから、他省庁の応援を、応援といいますか、一緒になって施策を組んでもらう、これは非常に大事だと思っんです。

○中川(泰)委員 両先生に非常に御理解いただいておりますことに感謝を申し上げる次第であります。

まず、私は、農業をやっておる今の人たちがここの四、五年でいなくなると思っんです。特に、限界農村地といいますが、限界集落で農業をされておる人、六十歳、七十歳で、機械を直しながら、必死になって米をつくっておるけれども、でも、おれが死んだら終わりやどという人たちがばかりであります。

そこで、最近、お米はアジアの方じゃ足りない、タイ米も輸出してくれないというように聞いておりますが、僕は小麦やらトウモロコシがどんどん高くなつたらお米をいろいろな加工をして食べ始めると思っんです。そうすると、ことしの端境期になつてくると、僕はお米も上がるのと違うかなというふうな思いをちよつと持つておるんです。ね、夢を。考えると、農業政策とは、将来に穀物が残していけますという農業政策をせないかぬと思うんです。お金を上げますから農業を続けてねというのでは、僕はだめだと思っんです。多分、五、六年でなくなりますよ。

だから、今自民党さん、公明党さんで進めておる農業政策は、ちゃんと地域に農業を残すということを考えてながら政策を進めてきておるというふうに思っんです。そこは、今、お金を上げますよ、所得補償しますよというので、現実の農村地が、農業が両先生は残るとお思っんですか。そこはやはり真剣にどうお思っるか、お教えいただきたいと思っんです。

○鈴木参考人 おっしゃる通りに、将来にわたつて、農業が、農村が残るような形で発展していくような政策でなければいけない。そういう意味で、産業として強い農業が、核になる農家がたくさん出てくるような、そういうことを支援する政策は非常に重要だと思っんです。それとともに、地域社会が全体としても豊かに維持されるためには、単に強い農家だけが点のようにして残つても、また地域は維持できない。

だから、両面あるわけであつて、その点がまさに産業政策としての経営安定対策と、もう一つ、社会政策的な意味での環境等に基づく支払いで多様な

な農家についても補てんするというこの組み合わせがまさに全体を支える機能であると思っんです。で、そのセツトで、強い農業とさらに多様な農業を一緒に維持できるようにしていくということが大事だというふうな考えております。

○梶井参考人 私は、本当にベースの農業で食つていけるよという条件ができていけば、そこで今若い人たちがいないところでも、ちゃんと後継者というのを知恵を働かせて出てくるんじゃないかなろうかというのを期待しております。平均年齢六十五歳というふうな状況にしまつたのは、これはその農業じゃ食えなかつたからです。その点が補償されれば、状況は変わつてくるわけですから、その変化の中でどういうふうな対策をとるかというのを考えるべきだと思っんです。

なお、ついでに申し上げますと、例えば集落営農というふうなもの、あれは政策的にやれやれと言つてきたわけじゃなくて、生産調整というものを強化する中で、農家の人たちの知恵で始まつたのがあつた集落営農の形です。そういう知恵というものはまだ現実に農家の人たちは持つていたのであつて、ここで営農をこれだけ頑張ればやつていけるよという条件をセツトしてやれば、その中から知恵は出てくるというふうに思っんです。また、それを同時にカバーする組織というふうなものは、農協を初めとして、やはり必要だろうと私は思っんです。

そういつたところで、もう機械を動かす人もいなくなつたよというところにどうやって手助けしていくかという援助の組織というのは、これは地域に全部、農協があるわけですから、農協の人たちなんかもそういうふうな営農指導といひますか、営農の互助組織というふうなものをつくり上げていく。これも今までだつてつくつてきたわけですから。

私は、ここで営農できる条件というのをつくつてやることによつて、そういう営農の助成組織というふうなものもひとりだにできてくるだろうというのを期待しております。

○中川(泰)委員 それぞれ、農村地に御理解をいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

ただ、もう一つお尋ねしたいんですが、農村地、山の中というか本当の純農村地で、最近はお祭りもできないという状況なんですよ。そこで、農地、水、環境事業というのが一つできましたよね。これは農村地で物すごくヒットしておるんですね。おい、いいなど。集まれるんですよ。というのは、お金が入ってくるなどというのは若い人たちに喜びを与えているんです。僕は成功しているなどというように思っております。

それで、今梶井先生からも、もうかつたら何ほでも集まってくるぞと言われるんやけども、農村地というのは、もうかつて集まってきたいんです。僕の家からコンビニまで四キロあるんです。駅まで四キロあるんです。僕の家はまだ都会の方。十キロとか二十キロの人がたくさんいるんですよ。そこへ、若い世代の人たちに帰ってこいというても難しいと思いますよ。そこはどうか考えかなと。

それから、今、農業を始めようかというトラクターを買ったら、三百五十万円から四百万円です。一町歩するようなトラクターで。一馬力十万円と言われてますから。コンバインでも三百万から四百万するんですよ。田植え機も三百万からするんですよ。乾燥機が百五十万ぐらい。もみすり機が百万ぐらいするんですよ。足していくと、平均、大体一千六百万ぐらいかかるんですよ。帰ってきてせいよ、私は不可能やなど。

そして、僕は農協の役割というのは非常に大事だと思ひます。でも、田んぼをすいてなど言うたら、やはり農協は二万八千円もらわなかねえ。田植えをしてなど言うたら、一反一万円もらわなかねえ。それで、あと、肥料やら苗代やら足したら合わないんです。何はしてももうても。もう草刈りがいけへんのです。息子が行かへんから。要するに、農業がさちつとできる組織を、僕も確かに法人とは言いませんから、やはり農業がで

きる組織をつくっていくことが大事だと。ただ単に所得補償することではないと。

私は農村地に住んでおつてそう思いますが、両先生に簡略に、もうあと時間がないので、お教えいただけませんか。

○鈴木参考人 先生の言われる、現実の農村の状況からしてそのような組織的なものによって何とか維持していかざるを得ないというか、そういうものが非常に重要であるという点は、私も認識を同じくしております。

○梶井参考人 私、先ほど言うのを一つ忘れておりましたけれども、日本の場合には、農業後継者の養成政策というのが皆無だと言つていいと私は思ふんですね。

今共産党の方がいらしたらあれなんですけれども、共産党の農業政策を拝見してましたら、後継者育成のために月十五万円ちよつとつけるというような政策が共産党の政策に出ていたんですが、ああいった政策というのは、全然ありませんね。フランスなんかの場合には、これは七〇年代からそういった形での後継者の養成政策といひますか、農業後継者として入る子弟にはかなりの金額の助成をやつております。そういった政策はゼロ。せいぜいあるのは、就農資金の融資ぐらいしか今まではなかった。こういう点がやはり一つは反省されるべきだと思ひます。

それから、そういったところへの援農組織といひますか、それをどう強化していくかというのは、先生がおっしゃる通りに、確かに非常に重要な課題です。農協なんかがなぜそのところを、農協が随分それをやつておるところもございます。特に、限界集落的な状況になっているところを巡回して、営農を支援するといひようなことをやつていられるところも結構出てきております。そういった組織化といひのは私は非常に大事だといひふに思ひます。

○中川(泰)委員 両先生から非常に貴重な御意見を賜りましたことに感謝を申し上げます。また今後も、いろいろなことで教えていただきますよう

に。

ただ、私自身が思うのには、今までは親から子に農業をつないできました。それも不可能になりました。やはり農業をする組織で農業のやり方を教えていかなかったら、私は日本の農業は守つていけないといひように思ひます。

これは私の質問ではありませんが、民主党さんの出しておられる政策、僕はの間、何回も読んだけれども、うわあ、自民党案に物すご似てきたな、参議院の先議のときと全然違ふな、やはり民主党さんにも正常な人はいらつしやるんやなど最近思つております。

それから、僕の親しい人で篠原さんという先生の家といひのは、衆議院議員をする前からよく知つておつて、いつもすごいなと思つてきたんです。やはり民主党さんにも正常な人はいらつしやるんやなどいひことを感謝申し上げて、私の質問を閉じさせていただきます。

○宮腰委員長 次に、石川知裕君。

○石川委員 民主党の衆議院議員の石川知裕でございます。

私どもの戸別所得補償法案が似てきたのか、どちらが似てきたのか、それはちよつとわかりませんけれども、きょうは、両先生におかれましては、大変お忙しいところお越しをいただきまして、また貴重なお話をいただきまして、ありがとうございます。

さて、昨年、戦後農政の大転換といひことで、品目横断的経営安定対策が導入されました。しかしながら、現場の農家からは、この制度に対して少なからず不満の声が寄せられました。昨年の参議院選挙においても、農村地方において私どもの戸別所得補償法案の方に支持が寄せられたのも、現在の政策のままではだめだから、どうか流れを変えてほしいといひ、国民一人一人の、また、地方で農業を一生懸命やられていられる方の声が寄せられた結果ではないかと思ひます。

この品目横断政策は市場原理の徹底を図りなが

ら中小規模農家を切り捨てる構造改革路線を柱にしていたので、非担い手農家は制度の対象から外れ、離農が加速をいたしました。しかしながら、今回の政策により支援を集中しようとした一定規模以上の担い手もこの政策を支持しているかといひと、私は大変疑問に思ひます。

私は、先ほどお名前を交換させていただきましたが、北海道の十勝地域といひところございす。小麦の作付面積、これは全国の二割が私の地域の十勝でございす。専業農家は七十一パーセント、平均耕作面積は三十八町歩です。前回といひていいのか、制度名は変わりましたが、また後で御質問いたしますけれども、今の品目横断では、北海道は十町歩、本州では四町歩以上といひことで規定をされました。しかしながら、その規定をされた十町歩をはるかに上回る平均耕作面積を持つていられるこの地域でも、やはり不満の声が寄せられました。

どうしてこの品目横断的経営安定対策がうまく機能をしなかったのか、それぞれ先生方、分析をお聞かせいただければと思ひます。

○鈴木参考人 御質問ありがとうございます。

品目横断的経営安定対策につきましては、まず大きな問題点といひか誤解が生じたのが、強い農業だけを担い手として育成するといひ点が強調され過ぎたといひことがあるかと思ひます。実際には、規模要件だけでなく、それを満たしていかなくてもいろいろな形で地域の実情に応じて担い手として認定される可能性はあつたわけですし、今その点は拡充もされていすけれども、そういう意味では一部分が強調され過ぎて誤解を招いたといひ点が一つ大きいのではないかといひふに考へております。

それと、先ほど来申し上げていすように、この政策だけで完結するのではなくて、社会政策的な別の政策がセットになることで政策体系が整つていられるといひことが十分に伝わつていなかったといひことがあるかと思ひます。

それとも一つ、これは現実の問題として

は、十勝でも私も話を聞きましたけれども、過去の面積を基準にして支払われる部分が七割を占めているということで、この部分がWTOの規定により緑の政策にするために生産から切り離すという形でセットせざるを得なかったんですが、この点が大規模農家にとりまして、たくさんつくっても、その分の乾燥調製料とかを払うと、後で三割の部分、その年の生産量に応じて払われる部分をもらってもマイナスになっちゃうものですから、規模を拡大するとか意欲を持って増産していくということについて、そういうふうなインセンティブがなかなか出てこないという可能性があるというか、大規模農家がそれで悩んでおられたのを聞きました。

この支払い額については、支払いそのものがまだ完結していませんから、その時点で聞きましたので、その後、全部の支払いが行われてからの状況はまた違うかもしれませんが、私が早い段階でお聞きしたときには、過去の面積に基づくという点か、日本にとりましては、生産から切り離すというか生産に影響を与えないような支払いという形で緑の政策にしなきゃいけないということ、今からさらに規模拡大し自給率を高めるようなインセンティブを与えるというある意味矛盾するようなことを両方一遍にやらざるを得なかったという、日本の置かれてある状況の苦しさかと思うんですが、そういう点の矛盾といいますか、検討すべき余地があるんじゃないかというふうに思いました。

○梶井参考人 法律自体の問題点というのは、先ほども申し上げたように、一定規模階層以上に施策を絞っても構造改善の加速にはならないんです、かえって減速になるんだという基本的な問題点があるということを私は申し上げたいんです。

それから、北海道の方の問題に関して言えば、特に小麦に問題が集中しておりますけれども、北海道の小麦は、近年、この十年ばかりの間に、特に十勝なんかを中心にして急速に単収を上げてい

るわけですね。恐らくヨーロッパの小麦の単収と匹敵するぐらいの単収レベルが上がっている。十アールでは七百キロ近い単収になっていると思うんですが、近年のその努力はあの算定の仕方の中に全然反映していないんですね。過去実績ということもございまして、面積換算するときの単収のとり方が、たしかあはれは共済単収か何かをとったことによつて実態とかけ離れているというふうなところが一番大きな問題点なんじゃないかというふうに思っております。

○石川委員 先生方、ありがとうございます。梶井先生がおっしゃるように、共済単収でとっているために近年一生懸命頑張ってきた部分が全く反映をされていない。北海道でいえば道東地区、また、九州の北部、佐賀県等でもやはり反映されていないという現状があつて、不満の声が寄せられました。

この品目横断的経営安定対策は、制度導入初年度、一年目にして制度上の欠陥を指摘されて、名称を水田経営所得安定対策、北海道では水田・畑作経営所得安定対策へと変更いたしました。そして、先ほど鈴木先生からもお話がありましたように、制度の微修正も行いました。私の地元でも、先ほどお話がありましたように収量が上がったのに収入が上がらなかった、緑、黄色、販売収入、最後まで計算をしてみないとわからない部分もありますけれども、やる気が起きないという声や、規模を拡大しようと思っても実際はなかなかできないという声が多く上がっております。今回の修正でそれらを改善できるのかどうかということをそれぞれ両先生からお聞きしたいと思ひます。

○鈴木参考人 共済単収をとることによつて減収が生じたという部分につきましては、共済単収の部分を見直すという方向で、それが今回は緊急措置として不足部分を別途支払うという形で対応されていきますけれども、今後につきましては、基準になる単収そのものを見直すということを行えばよろしいわけですので、それは技術的な問題として解決すると思ひれます。そういう方向になつて

いると思ひます。ただ、私が先ほど申し上げました、過去の実績に応じて支払うという考え方そのものにつきましましては、この基準年をもう一度見直すかどうか、これは、制度上いつ見直しますよとアナウンスしていく面がございましてのなかなか難しい面もあるかと思うんですが、そのあたりについてはさらに検討が必要かなというふうに考えます。

○梶井参考人 今の問題については鈴木参考人が言つたとおりでございます。あと、私、見直した点で非常に気になつておりますのは、例えば特例措置に関しまして、今度県知事特認にかわりました市町村長の特認で対象者をふやすというふうな措置をとりましたけれども、あれを拝見いたしますと、市町村長のときも、市町村長がなぜそういう特認をするかということについて、これは農水省の方に届けて、農水省が審査して、それにパスしたもののだけやるんだというふうになつておりましたね。この前、農水省のおつくりになつた文書を拝見しておりましたら、市町村長特認についても農水省の審査というのが入っております。あの県知事特認というのは一件も特認がなかったそうでございますけれども、それはどうしてか私はよくわかりません。審査が厳しかったのかどうかわかりませんが、せっかくやつた市町村長特認もそうなる危険性はないのかなどということ、あの文書を見ましたらちよつと心配しておりますが、一体どうなつてい

るのでしょうか。それからもう一つ言いますと、私は、特認の枠をああいう形で広げるといふ形で対象を広げるといふふうなことでしたら、ああいう対象限定的な施策というのは本当はやめた方がいいんだというふうに思っております。

○石川委員 両先生方、ありがとうございます。昨年の我が国の食料自給率がカロリーベースで三九%まで下がっていることがわかり、国民の間にも食料自給率の向上に対して一定の理解が広

まつていてのではないかと思います。しかしながら、現在の農業政策では自給率の向上は厳しいのではないかとというのが私ども民主党の考え方です。

先ほどの品目横断、今、水田・畑作経営所得安定対策に関して、これは北海道地方で起きている一例を挙げますと、緑ゲタ、今回の改正で固定払いと名称が変更になりましたが、この今の固定払いは実際の作付面積と関連しないため、固定払いの支払いを受けながらほかの作物への転換を行う農家が多くなつております。私も先週、先々週と地元を歩きましたら、昨年まで小麦やビートをつくっていたけれども大変厳しい、タマネギや野菜等に変換をするという農家が少なからず見受けられました。

このような動きがある中で、自給率の向上という点において現在の水田・畑作経営所得安定対策ではこれから可能かどうか、そして、私も提出をさせていただいております農業者戸別所得補償法とではどちらが自給率の向上を図れるか、この二点についてそれぞれお答えいただきたいと思ひます。

○鈴木参考人 私は、自給率の向上という観点から、両案とも、これは十分に機能すれば自給率向上には結びつくというふうに考えております。民主党さんの案は、とりあえず全体を底上げするということでございますから、それによつて増産のインセンティブを与えるという意味で直接的な効果があることは間違いないと思ひます。

ただ、問題点は、申し上げましたように国民からは理由がよくわからない状態で全部の人々に補てんをするということについての疑問がずっと出されているかと思ひますので、その点はきちんと政策根拠を明確にして国民に納得してもらえようとしなきゃいけない。そういう意味では、産業として伸びていく、将来的に担う人々をきちんと支援するという部分と全体を底上げする部分というのをきちんと仕分けして、全体を底上げする部分については、自給率の向上といういろいろな多面的

な価値の具体的なものをきちんと示すことで、理由があるんだという形できちんと国民に納得できる理由を提供できるかどうかということ、その仕分けができていくかという点だと思ふんですね。ですから、同じ形で結果的に全体の農家の皆さんに支援が行われるのであれば、そこが国民に理解できるような形できちんと示すかどうか。そういう意味で、現行の政府の政策体系は、ある一部分だけを伸ばすのではなくて、それ以外の部分についてはセツトで支援するという形になっておりますので、それは今の制度でも可能ではないかというふうに思います。

ただ、先ほども出ました、過去の面積に基づく支払いという点につきましては、結局つくつてもつくらなくてもいいというふうなことで自給率の向上に必ずしも結びつかないという問題があるのは事実だと思いますので、その点はWTOに整合するためにはまさに生産を刺激しない政策ということにしなければいけない、それで過去の面積になつちやうわけですが、おっしゃるとおり日本は自給率を上げなきゃいけない、それからもつと規模拡大もして意欲が出てこなきゃいけないということ、そもそも緑の政策にするための条件とが一致しないわけですね、だからその矛盾をどう解消するかというのは考えなきゃいけない問題で、重要な御指摘だと思ひます。

〔委員長退席、近藤(基)委員長代理着席〕

○梶井参考人 私、今の鈴木参考人の最後の方のひっかけでちよつと言いますと、輸入国としての立場をWTOの場合なんかももつと主張すべきなんじゃないか。それで、多くの国が輸出制限というふうなことをやるような状況の中で、輸入国、しかも先進国の中でも最低の自給率になっている我が国が、自給率引き上げのためにやるのがどうして問題なんだということをもつと胸を張って大いに主張していただきたい。

それを大前提にして申し上げたいんですけれども、私は、今の品目横断的なやり方ではなかなか自給率の引き上げには結びつかないと思つており

ます。それよりは、今回の民主党の提案の方が、これは端的に自給率引き上げというふうな目標とくつつく、政策目的に挙げていくわけですから、はるかに実効性が上がるだろうというふうに思つております。

○石川委員 昨年、特に米価の下落によって本当に個々の農家が大変厳しい状況に陥っているわけでありまして、今後、産地づくり交付金を含めて今の農政で米価の下落がとまっていくなにか。民主党の場合、戸別所得補償法は米も入れております。その点を踏まえて両先生に端的にお答えをいただきたいと思ひます。

○鈴木参考人 おっしゃるとおり、米価の下落の問題をどう解決するかというのが一番重要な点かと思ひます。その点につきましては、現行の制度体系におきまして、収入変動緩和対策、ナラシの部分において、この点でかなりの下落があつても補てんが可能のように修正が行われましたので、その点が十分機能するかどうかというのが一つの大きなポイントかと思ひます。

それと、申し上げましたように、生産調整に過度に依存するのは難しくなつておりますので、生産調整が完全に行われなくて余剰が生じるような場合にも対応できるような形に考えていかなきゃいけない。そのためには販売面での調整といひますか、いろいろな用途で、お米をつくつてもそれをほかの用途で処理できるようにするという部分を拡充する必要があると思ひます。そういうことをやることによって、現行の体系を拡充する形で対応できるのではないかとこのように私は考えております。

○梶井参考人 これは、一つの問題は、生産調整がどういふふうに行くかということも大いに関係するわけですね。その点に關して、こういうことを申し上げるのはなんですかけれども、たまたま手元にありますから申し上げます。

これは岩波の経済学辞典から引つ張りしました。生産カルテルのところに書いてある文章ですが、「いわゆる純粋な原子状競争の市場においては企

業間の協定の可能性」、つまり生産カルテルの協定のことで、「協定の可能性はきわめて小さく、」少なくとも協定推進の核となりうる大企業が見られることが、カルテル形成の基本的前提である。これは岩波の経済学辞典の中に出てくる生産カルテルというところを見ていただければおわかりになります。その中で、そういう場合、つまり「いわゆる純粋な原子状競争の市場においては、百万戸以上の生産者が生産にタッチしている米なんというのはまさにこの「純粋な原子状競争の市場」と言つていいわけですね、そういうところでは生産者が主体のカルテルなんてできっこないんだというのが経済学の常識だということなんです。常識なんです。そういう場合にカルテルが成立するのは、これは行政カルテル以外にはないんだというのが経済学の常識です。

そういう点で言ひますと、今回の見直しの中でもこれは政府の方も随分言つておりますが、自民党の見直しの昨年の暮れの提案の中で、行政が積極的にそこに関与していく、行政の関与の強化ということが随分書かれてあります、あそこまで書かれていふのなら、農業者、農業者団体主体の需給調整システムというふうなことは本来無理なんだということをはつきり認めて、これは、生産調整というのは国の政策としてやるんだということとを明確にすべきだと思ふんですね。その点が第一です。それをやらなければ、米の需給のこれははつきりさせていく、余り供給オーバーになるような事態を起こさせないためには、そのことがまず必要だと思ふんですね。それが大前提。

それから、もう一つ。今回、政府備蓄米が百万トンに上積みされています。これは当然、当分の間は売りに出さないんだということになつておりますけれども、今までの政府のあれは調整保管じゃなくて備蓄米ですね。備蓄米は回転備蓄というところでやることになつております。一定期間たつたら売りに出す。米の劣質という問題もございまして、売りに出すことになつております。回転備蓄という形でいけば古米が一定市場に出て

くるということ、これは必ず米の市場に対しては下へ引つ張るわけです。下へ引つ張ることになるんですね。いつでも古米が百万トンあるということですから、市場は必ず下へ引つ張られるわけです。あの備蓄米、政府の方の備蓄米を一体どういう形で運用するのか、この点が一つの非常に重要な問題になるというふうに私は思ひます。

本来、備蓄という点で言ひますと、これは回転備蓄というふうなことじゃなくて、備蓄というのはいざというときのための備えなんです。その備えをとる必要がなくなつて古米が出てきたということであれば、いざというときのことまでやらなくて済んだということに感謝して、私はこれは棚上げ備蓄すべきだと思ふんです。飼料米なりなんなりで払い下げていく、そういう措置をとるべきだというふうに思ふんです。たしか、民主党の先生方の中にはそういう棚上げ備蓄でいくべきだというお考えをお持ちだということを拝見いたしましたけれども、私はその方を支持いたします。

○石川委員 本日に梶井先生には、民主党の戸別所得補償の方がこれから食料自給率を上げるためにはいいという、大変強いお答えをいただきました。

最後に梶井先生に、ちよつと「小泉」構造改革農政「への危惧」という本を私も拝見いたしました。この百四十一ページに、今のお考えの中で、「高橋は清に学べ」ということが書いてあるので、そのことについて少しお話をいただいて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○近藤(基)委員長代理 梶井参考人、時間がありませんので端的に。

○梶井参考人 高橋は清の話というのは、戦前の生糸、昭和の農業恐慌で生糸が輸出できなくて、生糸滞貨で横濱で生糸の価格が暴落しました。そのときに、当時の農林省は、生糸の買い上げ会社をつくつて、市場から一定程度買い上げて生糸の安定をやるというをやつたわけですね。その糸価安定法を、高橋は清は当時大蔵大臣でございまして、大蔵大臣のところへ持つていったら、

せつかく買上げて糸価が安定したにもかかわらず、これを糸価が回復したら市場に放出します、いわば回転備蓄ですね、そんなことをやったら上がった生糸の価格がまた下がるじゃないか、何でそんなばかなことをするんだ、買上げた生糸は糸価が上がったためでたしめでたしでもって横浜の港へ沈めてしまえということで、糸価が安定したら放出するという農林省原案の糸価安定法の条文を大蔵大臣が消したという話があるんです。そういうことです。

○石川委員 ありがとうございます。

○近藤基委員長代理 次に、井上義久君。

○井上義委員 公明党の井上義久でございます。

鈴木先生、梶井先生には、本日、当委員会にお越しをいただきまして、貴重な意見を賜りまして心から感謝申し上げます。

初めに、鈴木先生にお伺いいたしますけれども、産業政策と社会政策との組み合わせで多様な農家を支援する、こういう必要な施策としてのお話がありました。

まさに、品目横断的経営安定対策というのは、将来の担い手を育てるという意味で産業政策として新しい方向に踏み出したわけでございます。あわせて、中山間地の直接支払いでありますとか、あるいは農地、水、環境という社会政策を組み合わせで農業を支える多様な担い手を支援する、また農村社会の活性化を支援するという施策であるわけでございまして、こしがスタートなんですけれども、先般、加入要件の弾力化等の見直しをやりました。こういう制度ですから、常にそういう見直しをしながら拡充していかなければいけない、こう思っておりますけれども、今のこの農業政策自体について、改めて、先生の評価、また今後改善すべき点はどういう点なのかということをお伺いしておきたいというふうに思います。

○鈴木参考人 御質問ありがとうございます。

今の制度体系につきましては、ただいまお話ししましたように、産業政策と社会政策を組み合

わせることで担い手の育成と多様な農家もあわせて支援するという形でバランスをとって農村社会全体を維持していくという意味で、その考え方は非常にいいというふうに考えております。

ただ、今回、現場で非常に手続が煩雑であるところがあるいは十分に理解がしにくいとかいろいろな点が出てきたのも事実でございます、それは現場の実情に合うように、全国一律ではなくていろいろと地域地域によっても違うわけですから、そういう形で、現場に合うような形でできる限り調整をしていくということも大事です。

それから、社会政策の方の農地、水、環境政策につきましましては、まだまだ面的な広がりが十分ではないと思われまので、担い手の育成といたしまして強い農業の育成の部分が強く前面に出過ぎて、環境政策等によって多様な農家も支援されるんだという部分が弱いと、これは理解を得にくいと思っております、早急にその後段の部分も拡充すると思います、これが非常に重要ではないか。そうしないと、農業、農村の疲弊というのはかなり急を要する段階まで来ておりますので、強い農家、担い手を育てるという側面だけではなくて、そちらの社会政策的な面を早急に充実するためにはどうすればいいかということに詰める必要があるんじゃないかというふうに考えております。

○井上(義)委員 続けて鈴木先生に、民主党の戸別所得補償法案についてどのよう受けとめておられるか、お聞きしたいんです。

ばらまきという批判がありますけれども、これは国民的な理解が得られれば決してばらまきということにはならないわけなんですけれども、今申し上げた産業政策と社会政策を組み合わせていくという基本的な考え方からしますと、この戸別所得補償方式というのはいわゆる産業政策なのか社会政策なのか、そういうことがどうも不明確で、なかなか国民的な理解が得られないんじゃないかというふうに思うわけでございますけれども、その辺について先生はどういうふうにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○鈴木参考人 おっしゃるとおり、その点が一つの弱点であろうと考えております。

要するに農村地域全体を支援するという意味では、結果的には同じ目標に向かって政策が行われているのであっても、今は、消費者の皆さん、国民の皆さんがそういうことであれば農業、農村を支援しなきゃいけないというふうに納得してもらえようという整理ができていくかどうかというところが大変重要だと思っております、そういう点で誤解を生むような体系になっている点が弱いのではないかと考えております。

○井上(義)委員 梶井先生にお伺いいたしますけれども、政府の今とつての施策は逆に構造改革を後退させるんじゃないか、このような御批判でございました。

私は現場を回っておりまして、逆に所得補償方式は、正直言いましてこれこそまさに現状を固定化してしまふことになりかねないんじゃないかと。といいますのは、集落営農なんかを一生懸命取り組んでいる地域でも、一ヘクタールとか一・五ヘクタールとか二ヘクタールとかという、皆さん兼業なんですけれども生産調整には参加をさせていただいている。ただ、麦、大豆とかそういうものををつくるということになりますと、結構手間暇もかかりますし、兼業ではなかなかできないというところもあって、事実上、生産調整イコールそのまま休耕して荒廃田になっているというケースが結構多いわけです。そういうところ何とかが集落営農をつくるというふうになりますと、どうしてもそういう皆さんがネックになってなかなか進まない。先祖伝来の土地ですから何とか耕し続けたい、耕作し続けたいという気持ちは非常によくわかるわけですが、それが将来にわたって一定程度所得補償されるということになりますと、これは現状を固定化してしまふのではないかと、そういうおそれを私は非常に持つわけでございまして、先生の御所見はいかがでしようか。

○梶井参考人 今まで農業構造がどういうふうに動いてきたかということをお考えいただきたいと思うんですね。

これは、今のような形で構造改善政策といいますが特定の階層にてこ入れをして担い手をつくっていくというふうな政策が始まる前から、日本の農業構造自体は一九七〇年代に入ってからかなり動いてきていますと私は思うんです。

動いてきておりますのは、七〇年代のあのときの米価の状況でいいますと、これは明らかに生産費をはるかに超える米価が形成されておりました。そういう状況の中で、多分二ヘクタールなんかのこれから経営規模拡大していこうという意欲を持っている方々の地地形成力が、例えば五十アール、七十アールの方々の農業所得の形成力よりも高かったわけですね。そういう条件ができてきました。つまり、規模の小さい方々の所得形成力よりも上層の農家の地地形成力の方が高い、強いというふうな状況のときに農地は動いていくわけですね。実状は貸借でもって動いていったわけです。それがまさに七〇年代の動きであったと思うんです。八〇年代に入りましてその傾向が続いておりまして、五ヘクタール以上の農家の形成というものが大分顕著になって出てまいりました。そういう条件をつくるのがまさに政策の課題だと私は思うんです。

その七〇年代なんかの場合には、そういう条件のもとで、所有権で動かすんじゃないで賃借権で動かさなきゃだめだということとで農地法の改正なんかも行われました。政策的な条件というのはそこでそろえていくわけですね。

ところが、一定規模階層以上に施策を絞っていくということをやったときに一体どういうことになるだろうかと。

特に担い手は、この前つくった法律のあれでいいますと、例えば都府県でいいますと、四ヘクタールというようなところに規模を絞って、そこは担い手として優遇していきましよう、所得補償をやっていきましよう、それ以外の方はしかし所得補償の当てはまりませんよ。その状況になってきた二〇〇〇年以降、二十一世紀に入ってから

況というのは、まさに米価はずっと下がっていつて、農産物価格はずっと下がってきている状況の中なんですね。

片や優遇する、片やそこにはほり出される。しかし、優遇されているような方々の中でも、優遇と言っちゃ悪いですけども、担い手として認定されたような方々の中でも、私先ほど言いましたように、今まで非常に農産物価格がいい状況のときでも、今まで五ヘクタール以上、多分これは四ヘクタール以上をとつても同じだったんですけれども、二〇％ぐらいは規模縮小をやらざるを得なくなっているんです。

それは、どんな農家であつても不慮の事故というものもございます。そういったことで二〇％は脱落していつていた。それにかわつて、下から上がつてきたという方たちによって今までは農業構造が動いてきた。上がる者もあり、落ちる者もあるという動態の中で、上がる者の数の方をうんとふやすというのが本来望ましい構造政策なんですね。

私は一定の農業所得の確保というものは可能だといふ、その条件の中で競争は行われないわけじゃないんです、そこで営農意欲を持つて頑張るような方々とそうでない方、兼業なんかに行かれるような方々とは必然的に営農意欲の差は出てくる、その競争の中でもつて農業構造は動いていくんだといふふうに思っています。それで固定するんじゃないくて、農業所得の一定程度の確保、一人前の営農をやつていればこれだけの所得は確保されますよという条件をつくつていく中で競争は起きていくんです。そこで農業構造は動いていく、それは固定化するんじゃないんだといふふうに考えるべきだと思います。

○井上(義)委員 農業の後継者問題というのは非常に今大きな課題になっているわけなんです。先ほど先生お話がございましたけれども、農業で食べていけるということはどういうことを意味するのか、このことについてお伺いしたいと思います。これは、ある程度の規模を持つていなければ農

業で食べていけない。農業で食べていかなければ、今兼業農家で、かなり高齢者の方が一生懸命頑張つていただいている、だけれども次の世代になつたら、その状況ではたとえ兼業であつても参入してやることはなかなか難しいだろう。そうすると、農業で食べていけるという状況を積極的につくり出して、そういう状況を積極的に支援しますよ、あとは社会政策として農村を支えている皆さんを支援していく、こういう政策の組み合わせが、農業で食べていける人を、持続的に農業に参入してくるという条件という意味で私は正しい方向だといふふうに思いますけれども、この辺について先生に簡単に伺いたいと思います。

〔近藤(基)委員長代理退席、委員長着席〕
○梶井参考人 後の方の問題に関してですけれども、今の兼業農家の方々のところで、本当に今七十年代に達しているような方々がおやめになつたときに、やれなくなつたときに、つぶれちゃうか。必ずしもそうじゃないですね。つまり、兼業農家の方でも定年後帰農という方がこのごろ結構いらつしやるわけです。そういう形で再生産されていくといふこともございます。

それから、社会政策的な見地でといふふうなことをおっしゃいますけれども、例えば農地、水、環境対策は社会政策的な見地からだといふことですけれども、私はそうじゃないと思うんですね。端的に言つて、一定の担い手に絞つて農業施策の方はやりましようとなつたら、日本の農業の現実からいつたら水田利用ができなくなつちゃうわけですよ。水路の保全なり、そういう問題といふのは今まで集落のみんなで力を合わせて維持管理してきたわけですね。そういったことが、特定の担い手に絞つちやつて、一割の人で水路の維持管理ができますか。できつこないわけです。できつこないから、農地、水、環境対策、用水路の保全なりなんなりといふようなものは集落のみんなで作つてくださるというふうな形で、担い手政策の補完政策だといふふうに思つて、本当に社会政策的な見地から地域の人たちを巻き込んで、地域

のいわば存立条件を確保していくための施策としてやるんだといふことであれば、私は、もつと違つた政策が組み立てられるんじゃないかなろうかといふふうに思つております。

○井上(義)委員 それから、食料自給率の向上といふのは、私ももちろん大賛成だし、今の日本の農業政策の最大の課題の一つだ。もしかすると、それが唯一の課題だと言つてもいいかもしれませぬ。

ただ、自給率の向上、いろいろな施策の組み合わせが必要なんですけれども、例えばサブサイイドでいいますと、麦とか大豆とか飼料用作物をどう供給するかということが一番大事なんだろうと思います。

実は、生産調整というのは、いわゆる米の需給調整であると同時に、ほかの作物をどうやって皆さんにつくつていただくかということが最大の課題だろうと思ふんですね。

現場に行きますと、麦、大豆というのは、もちろん、先生御承知のように、米のように連作がきまませんから当然ローテーションしなければいけない。そうすると、一定の規模が必要だし、しかも米に比べて手間暇もかかるということで、小規模の農家は、生産調整には参加をしていただいているんですけども、そこに麦、大豆を植えるかといふと、なかなかそういう動機が生まれてこない。

そうすると、そこはやはりある程度集落営農化するとある程度大規模にならなければできないわけです。今先生がおっしゃるような戸別所得補償方式で小さな農家でも兼業でも支援しますよといふことになる、そういうところは事実上休耕して荒廃田になつていくところが多い。

そうすると、本当に自給率を上げていくといふことを考えますと、やはり一定の規模でローテーションしていけるような農地のシステムをつくり上げていかなければ自給率の向上につながつてこない。そういう意味では、産業政策としての品目横断的経営安定対策というのは、私は自給率を向上していくための一つの大きな政策であるといふ

ふうに思います。

それから、今回、政策の大きな方向転換で、いわゆる飼料用作物とかバイオ用のお米とか飼料用のお米なんかも生産調整にカウントをするということ、そこを積極的にやっていきましよう。これは水田を活用するという意味では非常に重要な政策だといふふうに私は思つておりますけれども、その二点について先生にお伺いしておきたいと思ひます。

○梶井参考人 これは、私、先生がおっしゃるとおり、非常に大事な点だと思ふんですね。今回の新しい見直しの中で、先ほど言いましたけれども、飼料用米でありますとか、あるいはエタノール用米とか非主食用米といふところまで手を広げてくるようになった、これは非常に歓迎すべきことだといふふうに思います。

それから、まさに麦、大豆なんかの場合には、これは一定規模でローテーションしていかないと、土地利用の面からいいますと非常に問題が出てくる、確におっしゃるとおりです。しかし、それは規模拡大農家だけがでるだろうか。

そういう知恵のために集団転作といふふうなもの、特に集団転作の始まりの佐賀なんかのあれを見ますと、まさに農家の知恵としてああいうのを発明したんですね。転作に関しては、ローテーションをやつていくためには、戸別のあれだけじゃだめだ、集落のみんなで土地利用を、作付のあり方を考えて、転作でローテーションしていこうじゃないかという形で集団転作なんかが始まつた。そういう経緯からいいますと、麦、大豆といふふうなものは、まさに転作政策として、自給率引き上げのための大事な政策としてやるんだといふことが徹底してやられるようになれば、おのずからそういう対応策を農家の方々はとつてくださると私は確信しております。

なお、転作政策なんかが一時政策的に弱まつた時期に、集団転作なんかは随分なりました。なくなつた中에서도、これは前の九〇年センサスです、そのときにやらせたんですけれども、行政

が主導してやった集団転作はなくなったのが多かった、九〇年センサスの段階で。しかし、農協あるいは集落で自発的に始めた集団転作はそのまま残っていますというのが非常に多かったわけですね。

ということがありますので、麦、大豆のつくり方というのは、農家の方々の方がローテーションしてやっていかなきゃだめだというのはわかっていますから、そのローテーションの組み方を一体どういう形で仕上げていくのか。個別の大経営のところでは集中してやるようにするのか。というのは、麦、大豆の作付に関しては委託というのが随分ふえていますよね、麦、大豆だけに限しての委託というのは。それから、まさに集団転作みたいな形で、集落営農の中に取り込んだ形で対応していく、そういう知恵を大いに働かせてくれるんじゃないだろうか、そう思っています。

○井上義委員 時間が来ましたので、大変ありがとうございました。

○宮腰委員長 次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 社会民主党の菅野哲雄でございます。

鈴木先生、梶井先生、本当に貴重な意見を披露していただきまして、ありがとうございます。

まさに今日の農業、農村の抱えている課題、そのために必要な施策というのが問われているなというふうに思っています。ただ、今日、所得補償をしなればならない農村の現状というものをどうしていくのかというのは、日本において本当に重要な課題だという共通認識に私も立っているわけでございます。

どうしてこうなったんだろなという経過を見ると、米をとってみれば、ずっと右肩下がりで米の値段が下がってきて、一向に値上がりする傾向というのは見受けられないというのが、今日の農業、農村を取り巻く状況をあらわしているんだというふうに思っています。そして、そのことによって、生産調整をしつかりやっていると形で見取組んでいるわけでありすけれども

も、生産調整に参加しない人が四十三万四千人、作付面積で二十五万ヘクタール、一五・二％に達していて、JA系統の集荷率が全体の四割にも満たない、こういう状況になっているわけですね。

鈴木先生でいえば、集団的な強制力に依存する生産調整というのから販売調整にシフトするという、必要な施策というふうになり立ち立てられておりますけれども、米の値段の下落傾向にどう歯止めをかけていったらいいのか、この施策というものを考えておられるのであれば意見を披露していただきたいというふうに思います。

同様に梶井先生の方からも、今日のこういう問題についての御意見をお聞かせ願えればというふうに思います。

○鈴木参考人 おっしゃるとおり、今の農業、農村の疲弊というのは深刻でございまして、特に米価の下落が一番の大きな原因であって、これを何とかしなければならぬというのはそれぞれ共通の認識だと思えます。

しかしながら、そのために、生産調整をできる限り強化して米価の下落を抑えようとしておるわけでございますけれども、これは私が申し上げましたとおり、難しいというふうに考えておりますので、生産で調整する部分をできるだけ減らして、そこにかかっている非常な労力と時間のコストをほかに向ける。ほかに向けるということは、米を生産しても、最低限はかの用途で、今も既に出ていますえさ米とかバイオ燃料米とか援助米、それから米粉とか、そういう用途に回す部分を、ある最低限の価格を提示して、そこで過剰部分を全部主食用から完全に隔離してしまう。

そうすれば、まず、農家の皆さんは主食用としてできるだけ高く市場で販売して、それでやむを得ない部分をそういう処理の方に回すという選択ができます。しかも、その最低限の価格の部分が目安になりますので、そこがぎりぎりの部分だというふうな形で、そこを見ながら経営計画を立てるといふようなことが一つ考えられるんじゃないか。

ただし、その水準をどうするか。今、集荷円滑化対策というのがそのような考え方で、質入れ、質流しの考え方で、融資の形でそれを行っているわけですが、その部分の価格水準というのは低いわけですので、そのあたりを拡充できるのかどうかというのが当面の課題かなと思います。

いづれにしても、急を要する事態で、その認識については皆さん共有されていると思いますので、いろいろなものを総動員してそこを何とかしなきゃいけない。そういう状況ですから、民主党さんのような形の差額補てんという考え方も、一つの考え方としては当然あるわけです。

ただし、申し上げましたように、理由がきちんと仕分けされていないと国民の支持を得られないというところですよね。だから、同じ目標に向けていう形で行うことによって国民の理解は変わってきてしまうわけですから、そこをよく考えてもらう必要があるというのが趣旨でございます。

○梶井参考人 生産調整の問題というのは、先ほどから繰り返し申し上げますように、これは生産者団体の自主的な取り組みなんかでできるものじゃないんだということをまず明確にする必要があると私は思うんですね。

その意味で、やはり生産調整不参加者といううなものが出てくるというようなことは、生産者団体の自主的な取り組みでやっている限りにおいては、出てくるのは当たり前なんです。しかも、売れる米づくりということで勝手に売れることを大いに奨励したわけなんです。だったらおれの

方が高く売れるよということで参加しないという方が出てくるのは私は至極当然だと思うんですが、そういうふうにはさせてしまったんです。やはり生産調整というようなもの政策的意味づけというものを明確にして、国の自給率引き上げのための政策として取り組むのであるということを明確にして、そこで参加しない人に対するデメリット措置というのを十分考えるべきだ。これがまず第一です。

それから、米価の問題なんかについても、従来の生産数量目標のあの参考でやる割り当ての仕方が、売れるところはいよいよという形で早目に売るといって売り急ぎのこともあったわけですね。それがいたずらに米価を引き下げたというふうなこともあります。

そういつたことがないように、そのところは、個々の農協なんかが対応していたものでは米屋さんの力には及ばないわけですから、市場の中じゃ負けちゃうわけですから、やはり系統なら系統として統一的な販売体制をとって米価維持のために頑張るということをやさるべきだというふうには思っています。本来、そういう流通上で力を発揮すべき系統組織なんかを、いたずらに生産者団体主体の取り組みなんかに狂奔させることが間違いないんじゃないだろうかというふうに思っております。

○菅野委員 梶井先生、食糧管理制度があった時代と、米がすべて市場競争にゆだねられていくという流れの中で、ずっと下落傾向が続いてきている。これにどう歯止めをかけていくのかというのが政府の大きな役割だという認識に私は立っているんですけども、一方では、私も常に言っているんですけども、市場経済の中で、自由化の中で、米さえも安売り競争に駆り立てられているという実情が存在するんだというふうに思います。

そういう中で、どこが行ったらいのかという議論はありますけれども、再度、販売、流通面の規制というものをしなければ米の価格というの上がついていかなければいけないのか、農業、農村の疲弊がずっと継続していくんじゃないのか

なというふうには私は思っています。直接支払いをやるにしても、やはり価格というものを上げる力が存在しなければ、国民の理解というものが得られていかないんだというふうには私は思います。その点をどう考えているのか。

あるいは、もう一つ大きいのは、生産調整、生産調整と言われていますけれども、四割も減反している、生産意欲が本当に衰退しているというの。今日の農村を取り巻く状況であるというふうに言わなければなりません。世界的に食料競争戦とも言われる中で、食料自給率が日本は低下している。この自給率を上げていくためにも生産調整の位置づけというものをしっかりとしていかなければならないというふうには私は思います。

民主党の戸別所得補償法案というのは、ある意味では生産調整というのを加味しているわけでありまけれども、一回この生産調整という部分を抜本的に見直すことも必要なんじゃないのかな、これはあくまでも直接支払い的な所得補償というものを行った上でのことなんです、私は持論としてそう思っているわけです。

鈴木先生、梶井先生、食料競争戦の中で日本における生産調整のあり方について、御意見を伺いたいと思います。

○鈴木参考人 おっしゃるとおり、世界的にも穀物の需給が逼迫し不足が生じるような懸念がある中で、米にこれだけの生産力がありながら生産を調整しなきゃいけないという現状は考え直す必要があると思います。

ですから、自給率を上げる場合にも、お米を十分に生産して、それは輸出も含めて、処理については考える。そういう形で、十分な生産力をお米でできる限り発揮するというような考え方に立つ必要が出てきているんじゃないかというふうには私は考えております。

○梶井参考人 先生がおっしゃるとおり、私も生産調整の意味づけというのをもう少しはっきり見直すべきだというふうに思います。

関連して申し上げますと、この際、食糧法の第

二条、第四条、第五条ですか、生産者主体の云々、あれは政府の方から離れたような書き方になっていますが、食糧法の改正も同時に考えただければというふうに思っています。この点が、あの食糧法のままにしておきますと依然として問題は残るというふうに思いますので、そのところはぜひお考えいただきたい。

それからもう一つ。
基本法にございます不測の事態の場合にどう対処するか、これについてのマニュアルを農水省の方はおつくりになっていらっしゃる。しかし、その一たん緩急、いざというときにどうするんだ、不測の事態が生じたときにどうするんだというマニュアル、これは国民一般に知らせることになっておられますけれども、つくってあることは私は承知しておりますけれども、あれを一体どれくらい農水省はPRなさっているのか。恐らくあれをつくっているということも御存じない方が結構多いんじゃないかなというふうには思います。

あのマニュアルの中で、本当に米生産の転換をやつていかなきゃいけない、食料を国内でカバーしていかなくちゃいけないというときに、やはり頼りにしているのは水田なんです。だから、水田を保全しながら、しかもなおかつ平時においては需要に合った米しかつくらないで、ほかの水田は自給率向上に必要な他作物の生産に充てる。総合食料自給政策といったときと同じことを今改めて問題にしなきゃいかぬわけですが、そういう意味での生産調整の位置づけというものを改めて明確にさせていただく、これが大事じゃないかなと思います。

○菅野委員 私どももずっとこの点を議論してきているわけですが、そういう中で、米の備蓄の問題ですね。今百万トンという数量を目標にして備蓄政策がとられていますけれども、食料競争戦の中で、この百万トン備蓄量というものが適正なかどうか、この問題も私は議論していかなければならぬ課題だというふうに思っています。

先ほど、ずっとローンレートの話を引用しながら鈴木先生お話ししていますけれども、三百万トン、四百万トン、回転備蓄じゃなくて棚上げ備蓄方式をとつていって、それで世界的な食料不足というのに対応していかないと、今も不測の事態が生じたときにどう対応していくのかという問題に対処し切れないというふうには思うんですけれども、この百万トン備蓄という問題点を今日においてどう考えておられるのか、両先生の方からお聞かせ願いたいと思います。

○鈴木参考人 おっしゃるとおり、今の世界の需給逼迫の状況を勘案しますと、日本における穀物の備蓄の量はやや少ないんじゃないかというふうな見方もできると思います。御紹介しましたように、フィンランド等では、あれは麦ですが、一年分の備蓄を国民のコンセンサスを得てやつておるというふうな国もあるわけですから、日本ではお米について今国民の理解が得やすい時期ですから、備蓄をもう少し持つておく必要性というの議論できるんじゃないかというふうに考えております。

非常に費用がかかるという面がよく言われますが、備蓄の手法については、産業界の方でも非常に安く備蓄をする技術的な提案とかも行われておりまして、その点も少し節約ができる可能性もございまして、これは食料が不足するような事態に備えてやるという意味で、国民のコンセンサスが得られれば、農林水産省予算の枠を超えて十分に対応することも可能だと思います。それと、その分、生産調整を緩和することができれば、それらにはかなりの費用がかかっておりますので、それを回すことができます。そういう形で、備蓄については十分見直したいと思いますか、議論する必要があるんじゃないかというふうに考えております。

○梶井参考人 備蓄はふやすべきだし、まさに回転備蓄じゃなくて棚上げ備蓄にしていって、これがなければ困りますよね。回転備蓄をやつたのでは、市場を引っ張るだけの話になってしまうので、

で、備蓄量をふやすと同時に棚上げ備蓄政策をとる。棚上げ備蓄政策でもって、例えば飼料米ということでも結構ですし、そういうことを考えるべきだというふうに思います。

○菅野委員 時間ですので終わりますけれども、この備蓄の考え方は、お金がかかるということとどどん減らしてきたという経過があると思いますけれども、鈴木先生おっしゃるやうに、いろいろな手法が考えられるというふうに思います。

特に、私も主張してきているのは、全国にカントリーエレベーターというものが多くつくられました。その稼働率がどうなっているのかというのを考えたときに、これはもみ殻保管できるわけでございますから、そういうあらゆる手法を考えて、安く備蓄できる政策というものを私はとつていくべきだというふうに思っているんですけれども、この安くする方法を、鈴木先生、梶井先生、どう考えておられるか、これを最後にお聞きして、終わりたいと思います。

○鈴木参考人 おっしゃるとおり、費用をいかに節約するかという点で、いろいろと技術開発も含めて、議論の余地というのか、いろいろ検討する必要があると思います。

先ほどちょっと申し上げましたように、たしか北海道の産業界の方で、地下を使つて大量のお米を安く保管する技術が提案されたりしておったかと思ひます。詳細は、今申し上げられませんが、そういうふうな形でやるというコンセンサスが得られれば、いろいろなアイデアが実現できると思ひますので、そういう点は非常に余地が大きいんじゃないかと思つて、賛成でございます。

一言、備蓄の話も含めて、繰返しになりますけれども、全体として、先ほど言われたようにお米の値段がどどん下がつてきて、農家が非常に大変な状況にある。農業、農村がもたないという状況はもう共通の認識で、これを何とかしなきゃいかぬということについては、我々真剣に今何かをしなきゃいけない状況であることは間違いないわけで、それをいかに有効に、かつ、国民になる

ほど思っていただけのような形で早急にやるかということが非常に重要でございます。強い農業をつくることも大変重要でございますが、それだけで今もたないのも事実でございますが、いろいろな政策を、いろいろなアイデアを寄せ集めて、何とかこの危機を早急に改善できるように、ぜひお願いしたいと思います。

○梶井参考人 備蓄のコストをうんと下げていく、それを開発しなきゃいかぬ、これは確かに大事だと私は思います。しかし、それと同時に、備蓄というのは、食料安全保障というのは、我々国民のための保険なんだということを私は声大に言うべきだと思ふんですね。今は食料安全保障なんて言いながら、保険を何も掛けていないわけですね。それだけの保険料は払わなきゃいけませんよということを一一般国民に言うべきだと思ふんですね。

ついでに、七〇年代の石油バニクと、それからアメリカから大豆の輸出禁止を食らったときに、あのときに大変な騒動が起きました。トイレットペーパーもなくなるといふようなことで、相当大変なことが起きたわけですね。

あのときに、大阪では米の買い付け騒動が起きたんですね。起きたときには、大阪府の警察部長ですか、警察の方から食糧庁長官のところに直接電話が入って、米の取りつけ騒ぎが起きそうだという電話が入って、そのときの長官がすぐに大阪府の食糧事務所に、大阪府の食糧事務所に、ある米を全部米屋の店頭に積み、足りなかったら石川、福井から送らせると緊急電話で手配して、米は大丈夫だといふのを見せつけて事なきを得たといふことを、私は当時の食糧庁長官をやっておられました中野和仁さんから、後でそういう思い出話を聞かれました。

今そんなことになったら大変だ、食糧法もなくなって、農水省もその力はないしといふことを中野さんはおっしゃっていましたけれども、そういうこともあり得るわけです。

私は、保険のための備蓄というのは非常に大事

なんだといふことを国民の皆さんに十分に理解してもらおう、保険料を払ってもらおう、これは必要だと思ひます。

○菅野委員 終わります。ありがとうございます。

○宮腰委員長 以上をもちまして参考人に対する質疑は終了いたしました。

この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

この際、休憩いたします。

午後一時五十分開議

○宮腰委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前に引き続き、第百六十八回国会、参議院提出、農業者戸別所得補償法案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として農林水産省生産局長内藤邦男君、経営局長高橋博君及び国土交通省北海道局長品川守君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○宮腰委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○宮腰委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。仲野博子君。

○仲野委員 民主党の仲野博子でございます。

冒頭、今日、北海道東部、釧路、根室を襲った暴風雪被害について、まず質問させていただきます。

このことによつて、国道が、交通機関が麻痺したり、その影響によつて、主産業の酪農業におい

て生乳の集荷が低下する事態が発生しました。今酪農業が大変厳しい状況にあつて、集荷までに時間が長引くことにより、各農家のタンクにおさまリ切らない生乳は廃棄せざるを得ないというダブルパンチをこうして受けたわけでありまして。現実集荷ができず、生乳を廃棄した農家が出てくる中で、多いところでは一回の集乳分二十万円ほどの被害が出たと聞いております。

こういった集乳の障害となつた暴風雪による吹きだまりの交通どめ、そしてまたこの通行どめがもしや冬の物流の障害にならないように、防雪さくなどの対応策があつたら多分よかつたのではないかとこの地元の生乳を廃棄せざるを得ない酪農家の声が多かつたといふことを、ここではつきりと報告させていただきます。

このことについての対応を品川局長に聞いていきたいことと、もう一つは、この暴風雪による被害のような、全く想定外の事態によつて生乳の集荷ができず、こうむつた被害に対して、大臣として、何か対応策が必要と考えますが、御見解を求めたいと思ひます。

○品川政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、先日、発達した低気圧によりまして、道東、特に釧路、根室地域におきまして暴風雪が発生いたしました。四月としては観測史上最大級の降雪量、あるいは最大風速があつたところでございます。このため、地吹雪によりまして視程障害や吹きだまりが発生いたしました。道東地域の国道では四十四号を初め七路線十区間、道道におきましては六十六路線八十四区間が通行どめとなつたところでございます。この交通の寸断によりまして、根室市は約二十二時間、浜中町は二十時間孤立状態になるなど、市民生活や産業活動に影響が出たところでございます。

委員御指摘の国道四十四号につきましては、釧路市と根室市を結びます道東地域の重要な路線でございます。これまでも、視程障害や吹きだまりの発生状況を踏まえまして、防雪さくの設置等の対策を進めてきてるところでございます。

このたびの暴風雪によりまして、最大では七十キロぐらいの区間につきまして全面交通どめが発生したわけですが、これまで把握していた箇所だけではなく、当該区間の全線にわたりますて吹きだまり箇所が多数発生したといふことなどを踏まえまして、今後、気象状況あるいは吹きだまりの状況などの調査を行ひまして、必要な対策に結びつけてまいりたいといふふうに考えてございます。

○若林国務大臣 ただいま雪害につきましての状況の報告がありました。

私どもの方も、四月一日の雪害によりまして一部地域で生乳の廃棄が発生したといふことにつきましてホクレンから聞いております。詳細については調査中といふことでございますけれども、現在、釧路管内では、十三戸の酪農家で十二トン程度の生乳の廃棄が生じたといふ報告を受けております。このような不測の事態でございます。

このことによつて被害を受けられました酪農家の皆さんがどのようにお困りでありまして、その被害を受けた酪農家の皆さん方には心からお見舞いを申し上げます。

なお、このような不慮の災害に対しましては、農林漁業のセーフティネット資金といったような制度資金が用意されておりますので、資金繰りなどに支障を来すような場合には農協の方に御相談をいただきたい、こう考えております。

○仲野委員 先ほど品川局長からは、これからいろいろ調査をし、前向きに考えていただけるというところで、ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

ただいま大臣からは、セーフティネット資金等を使つてというお答えでありましたけれども、今こういった資金も、資金繰りも、出す方も大変な状況にありますので、JAの窓口に行つて、そういった相談を受けたときに、そういった被害をこうむつた農家に対してきちんとした手を差し伸べていただければないといふことで、次の質問に入らせていただきたいと思います。

そこで、自給飼料の生産につきましては、まず
は良質な草地の維持管理、二番目としては、耕畜
連携によります水田の飼料作物の生産、また、労
働力不足を補完するための作業受託組織、委員が
おっしゃられたコントラクターの育成といったよ

○若林国務大臣 委員がおっしゃられましたように、従来、牧草地、草地として利用をしている土地は対象にいたしておりませんが、これは従来からの高位生産性草地などへの転換促進事業として、その事業対象にいたしてきているものであります。

本事業について、対象とする農地を限定せず、地域の実情に応じて草地を含めた支援を講じていくべきと考えますが、大臣、ここは政治家としての政策判断だと思いますが、改めてお答えいただきたいと思っています。

○若林國務大臣 委員が御指摘のように、牧草

地、草地を造成し、あるいはこれを拡大しまして、草地酪農を、草地畜産を進めるとするのが基本でございまして、このためには、これが中心になって、大きな草地造成を公共事業で行っておりますし、また、牧草の更新事業なども対象にしているわけでございまして、今委員がおっしゃられましたように、草地に重点を置きまして全体政策を進めております。

それとは別に、今回、緊急の対策として、二カ年度に限定をいたしまして行います青刈りトウモロコシなどの緊急対策事業というのは、今までそういう飼料の作物が生産されていない耕作放棄地だとか、そういうようなところにも緊急に拡大しようというための緊急措置でございまして、そのために、費用のかかり増しについて言えば、前処理として植生処理をしなければならぬ。従来の牧草地、草地については、そういうようなものが草地造成などによって行われてきているところの更新でございまして、助成単価はヘクタール当たり六万円ということに進めてきているものであります。このたびの緊急対策は、そういう前処理費用というのがかかり増しとしてかかるということを前提にいたしまして、前処理費用が約五万円弱でございすけれども、その費用を見込み、そして若干の、作業費はほぼ同じでございすけれども、積算で言いますと八万一千六百六十円の作業費を計上いたしまして、全体の事業費としては、従来からの高位生産性草地等への転換促進事業における事業費が十九万二千八百八十五円でありまして、この緊急対策は二十四万三千九十九円ということになります。

そういうことから、この助成単価は十二万円というところで、従来のヘクタール当たり六万円の倍の助成をすることとした、そういう趣旨でございすので、御理解をいただきたいと思ひます。

○仲野委員 緊急対策でこのような制度を新事業として行ったというわけでありすけれども、今、北海道のどこの酪農地帯でも本当に悲鳴を上げてゐるわけでありす。別海町もそうでありすし、

とにかく銅根で酪農を営んでいる農家の方たちも、何とかしてもらいたい。そういう切実な声に対して何もしないようでは、全く政府の怠慢としか無策な行政ではないのかと私は強く指摘をしたいと思つてゐるわけでありす。

きょうは時間がもうないのでありますけれども、そういう意味では、こういった緊急対策として、配合飼料価格安定制度についてもしかりですが、このこととて、どうしようかという政府の強い決意も全くないわけでありす。

そういう意味で、緊急対策として農家に対する直接的な支援を行うべきではないか、あるいはまた直接支払い制度、所得補償制度の導入を、現行制度の検証、見直しに向けた取り組みが今大事ではないのかということをおはまた改めて大臣に伺いたいと思ひます。

○若林国務大臣 経営に対する助成のシステムとして、我々は、日本列島は北海道から沖縄まで、そしてまた作目についても、酪農、肉牛から、あるいは畑作から、そしてまた水田農業から果樹、そしてサトウキビから、その他非常に多様でございす。

そういう各地域における多種多様な生産の組み合わせによりまして農業というのは成り立っているということでありすので、我々は、畜産にありましては、酪農、あるいは肥育牛、繁殖牛、そしてまた養豚、養鶏、それぞれの業種に応じてきめ細かな対応を講じ、そして、それらの施策を公平が確保できるような形で組み立てて実施しているところでありまして、今委員が挙げられましたような、民主党が御提案になっております戸別所得補償制度の中で見るというように考え方は、私の方はとらないことにしてございす。

○仲野委員 大臣、おわかりでしょうか。今、酪農で働いている労働時間は、何と年間で三千時間近くになっているわけでありす。出産や病気などにより深夜、早朝作業を強いられるなど、大変な重労働となつており、こうした過重な労働時間を軽減し、これからゆとりある経営を確立してい

くことが課題になっているのではないのか、私はそのように思つてゐるわけでありす。

こうして、多頭肥育に伴う資本装備の高度化、あるいは家畜ふん尿の処理費用の増加など、現在の酪農経営のあり方を検証し、耕作放棄地の増加の懸念や、食料自給率低下のおそれ、こういった放牧を含めた酪農のあり方など、これから拡大をしていくのか、あるいは放牧をしていくのか、酪農が、その構造を改革している、転換期を迎えている時期に來ているのではないのか、そういうふうに思つてゐるわけでありす。そういった意味で、これからの日本の酪農業を存続させていく、つぶさないでいく、しかし、このままでは崩壊をせざるを得ないという大変な状況に來ていると言つても過言ではないと思つております。

そういった中で、厳しく一生懸命働いている酪農家の皆さん、関係者の方たちは、きょうのこの委員会のやりとりをインターネットでごらんになっております。ぜひ大臣から、これからの酪農業のあるべき姿というものの意見を聞きたいと思つております。よろしくお願いいたします。

○若林国務大臣 酪農が、戦後大変厳しい環境の中にありまして、経営の拡大を通じて、酪農生産の経営の基盤というのは強化、拡充されて今日に至つてきたという経緯を私自身は高く評価しているわけでありす。

しかし、ヨーロッパなどと比べまして、酪農の歴史はまだ、そういう意味で、北海道のような地域にありまして、むしろ半世紀でございすから、飼料の基盤などにおおきな負担がかかつてきていることは承知いたしておりますけれども、多頭の飼育で、そしてまた牛の資質の向上、これはもう大変なものでございす。そういう能力のアップ、また生産性の向上といったような努力で、日本の酪農経営は、世界においてもそれなりの経営力を持った経営が育つてきているというふうに考えております。

しかし、最近の飼料価格の高騰は、その経営を大きく圧迫いたしております。また、生産物であ

ります生乳価格なども、消費者に負担を転嫁し、消費者に負担してもらふというところが需給関係からなかなか難しいという状況で、経営に苦勞しているということは承知いたしております。

そこで、酪農経営については、北海道と都府県ではかなり経営の実態が違いますから、それぞれの地域の実態に応じながら、北海道につきましては、酪農の加工原料乳の生産者補給金制度というのを設けて、これによりまして、基礎的な経営の安定の対策を講じてきてゐるわけでありす。

また、飼料の価格につきましても、二十年度では、配合飼料価格の高騰の状況を踏まえまして、補給金単価のすべての行政価格を引き上げるといふようなことを新たに、畜種ごとに各種の緊急対策を講じたところであります。

また、先ほどお話がありました労働過重が問題になっておりますけれども、ゆとりのある経営を進めるといふ意味では、酪農ヘルパーの普及とか利用の拡大を推進しているところであります。

労働が夏場に集中するような飼料生産につきましては、酪農家の労働を軽減するために、飼料生産の外部化が図られるようなコントラクターの育成を図るなど、それぞれきめ細かな経営の対応をしております。

放牧を推進するということ、面積に応じた奨励金の交付や、放牧地、牧さくの整備の支援なども積極的に推進をしております。

これらの施策を総合的に講ずることによつて、酪農経営の維持発展を進めていきたい、こう考えております。

○仲野委員 長々と御答弁いただきました。最後に一言。

大臣、ここに「広瀬のおかちゃん」という、別海町で新規で農家をやられて八年になるんですけれども、三人の子供を抱えて、こつこつ子供をおんぶしながら農作業を続けている写真集があります。後で大臣にお貸ししたいと思ひます。こ

きお母ちゃんの姿が映し出されております。酪農における家族経営の大切さ、心の通った酪農政策を大臣にこれから期待して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○宮腰委員長 次に、佐々木隆博君。

○佐々木(隆)委員 農業者戸別所得補償法案について質問させていただきますが、これと対極にあります品目横断、今は水田・畑作経営所得安定対策という名前になっておりますが、これが一年を経過してきたわけでありまして、今日まで一年間取り組んできた経過、結果について少し検証させていただきながら、戸別所得補償法案についても質問をさせていただきたいというふうに思っています。

最初に、一年を経過して、いわゆる品目横断対策と言われていた対策の品目ごとが一つと、もう一つは地域別の参加者といえますか加入状況について、成功したと思っておられるのかも含めて伺いをいたします。

○高橋政府参考人 水田・畑作経営所得安定対策の実績でございますが、手元でございますのは十九年度の加入状況でございます。これにつきましては、認定農業者が六万七千四百五十五、集落営農組織が五千三百八十六、合計で七万二千四百三十一経営体となっております。

このような加入者がカバーをいたしました対象品目ごとの作付面積でございますけれども、麦で見ますと約二十五万四千ヘクタール、大豆で約十一万ヘクタール、てん菜、ビートでございますが、六万六千ヘクタール、でん粉原料用バレイシヨで約二万二千ヘクタールとなっております。これにつきましては、それまでの、十八年度までの品目別で対策を講じておりましたときの対象面積とはほぼ同程度の面積というふうに理解しております。

一方、米でございますけれども、米の方は約四十四万ヘクタールのカバーということでございます。これは、十八年の水稲作付面積で見ますと約四分の一でございますけれども、十八年当時の対

策、担い手経営安定対策の加入面積は二十万ヘクタールでございます。これについては大幅に超えている。それからあと、担い手以外も対象としておりました稲作所得基盤確保対策、こちらの加入面積が七十五万ヘクタールでございますが、これの約六割の水準というふうになっております。次に、地域別でございますけれども、北海道におきましては、米を含めましてすべての対象品目で高いカバー率となっております。

一方、都府県でございますが、麦、大豆につきましては、これまでの品目別の対策面積がほぼカバーされている。これは北海道と同じでございます。

米につきましては地域別に若干差がございまして、東北、北陸などの米どころでは全国平均を上回っている、これは当然でございますけれども、西日本を初めといたしますその他地域で、一部かなり加入が進んでおる県も幾つかございますが、総体的にはやはり全国平均を下回る結果になっております。

なお、二十年年度の秋まき麦も十九年度秋まき麦に続きまして加入申請が終了しておりますけれども、こちらの比較を見てまいりますと、二十年産におきましては、十九年度に比べて経営体数、作付計画面積ともに若干ふえておりますが、ほぼ同程度の水準というふうに理解しております。

○佐々木(隆)委員 今、評価についても伺ったんですけれども、あるところの対談で局長が言われているのは、経営体数というと言った七万二千四百三十一で、三十万人程度ではないかというふうな推計をしておられるわけですが、これでございます、百九十万分の三十万ということになるんだというふうに思います。それから、品目別のところでは稲作の六割ぐらいということ、これは当初見込みだというふうなことをあるところで発言されておられるわけでありまして、

経営体という数字が農家戸数とどうかみ合わせるのかということはあるんですが、経営体で見ますと、局長自身が三十万程度と言っておられると

おり、販売農家というものを対象にして考えたときには、加入率として必ずしも高いところはないというふうには私は思うわけでありまして。

それで、品目横断の中の三本柱と言われておりました成績払い、固定払い、それから収入減少補てん、それぞれの対策について、これも一年を経過した状況の中で、まだ数字としてきちっと出ていないものもありますけれども、評価、並びに、途中で暮れには緊急対策もやっておりますから、改善点などについて大臣にお伺いをいたします。

○高橋政府参考人 品目横断の経営安定対策、水田・畑作経営所得安定対策の具体的な交付金でございます固定払い、成績払い、それから収入減少補てんでございますけれども、まず固定払いは、過去の一定期間の対象農産物の生産実績に基づいて固定的に支払われるということで、年々の豊凶変動にかかわらず安定した支払いが受けられるということが非常に大きな点であろうというふうに考えております。

ただ、固定払いについては、今回の検証の中で、近年急速に単収が向上しております北海道等一部の小麦等産地におきまして、その生産性向上努力が固定払いの面積単価に反映されていないというような意見がございました。

このため、固定払いそのものとは別の仕組みでございますけれども、前回の見直しにおきまして、小麦等穀物の国際相場が急騰している中で、このような国内の先進的な小麦等産地を対象に、国内の生産体制の一層の強化、小麦等が安定的に生産し得るような集中的支援策を講ずることとしたところでございます。

それから、収入減少補てん対策につきましては、御承知のとおりまだ実際の支払いという段階になっていないわけでございますけれども、当初、一〇%の収入減少に対応し得る制度設計としていたわけでございますが、十九年度米につきましては、いわゆる価格センターにおけます価格動向等を踏まえまして、昨年度以降、農家の間で、一〇%以上の収入減少が生じるのではないかと

な不安の声が上がったところでございます。

このため、十九年度米につきまして、一〇%を超えます収入減少が生じても補てんが行われる特別な措置を今回講ずることによりまして、このような農家の不安を払拭することとしたところでございます。

なお、二十年産以降につきましては、このような積立金不足の事態が生じないような積立金の拠出、そういう手法も導入することとしたところでございます。

これらも含めまして、固定払い、成績払い、あるいは収入補てんも含めてでございますけれども、支払い時期等の問題がございまして、これらがそれぞればらばらであった、あるいは支払いが遅いというような意見もございました。したがって、これについては、既に固定払いは昨年度の秋の段階で前倒しをしたわけでございますけれども、全体的に農家の資金繰りにも配慮いたしまして、なるべくまとまった額を早期に支払えるよう、これを前倒しするというのをいたしました。また、手続につきましても、簡素合理化に努めているところでございます。

いずれにいたしましても、当初スタートしているところにつきまして、その後の生産現場におけます意見等を踏まえまして、より地域の実態に即したものとなるよう改善を行ったところでございまして、本対策の普及、定着につきましてさらなる一層の努力を進めて、力強い農業構造の構築に努めてまいりたいというふうに思っております。

○若林国務大臣 今局長が、固定払い、成績払い、収入減少補てん対策などについて、一年間実施をしてきたことにつきましての評価あるいは改善点の説明をしたところであります。

全体として、私は、水田・畑作経営所得安定対策については、大変わかりにくいというような現場からの声が上がってきておりまして、これを着実に実施するためにはそういう現場の声をちゃんと聞かないといけないんじゃないか、そういう考え方で、農林水産省は、幹部職員が直接自分

向いて生産者や関係者の意見を直接聞いてこいというところで、いわゆる御用聞き農政というものを展開し、聞いてきたわけであります。その結果、対策の仕組み、加入要件、事務手続等に関連しまして、実態に合わない面は率直にこれを見直しして改善を図っていくというような措置を講じたところでございます。

時間の関係がありますので一つ一つ申し上げませんけれども、面積要件につきましては市町村の特認制度を創設するとか、あるいは、一部現地で硬直的な運用がなされておりました、認定農業者の年齢制限を設けている町村がありました、その年齢制限を弾力化すると、営農組織に対する法人成りの要件につきまして指導をいたしまして、弾力化を図る。

あるいは、今お話がありました、非常に単収向上が著しい特別の条件にあります地域におきます小麦などにつきましては、別途の仕組みとして緊急対策でこれを救済していくことを考える。

また、収入減少影響緩和対策につきましては、一〇％、一割を超えての減収についてもこれを吸収できるような形で制度の設計を見直ししていく。

また、農家に対します交付金の支払いにつきまして、できるだけ一本化を図り、申請手続の簡素化を図る。

そういった各種の対策とあわせまして、用語の定義として、ゲタだとか緑ゲタ、ナラシだとかいったようなことを、もつとわかりやすい、地域で御理解いただけるような用語に見直ししていくといったような形で、できるだけこのことが現場の生産者あるいは指導者の皆さんにわかっていただけるような形で見直しをして、さらにこの普及徹底を図ろうとしているところでございます。

○佐々木 隆委員 結局、制度的にフォローし切れなかったところを緊急対策で補ったということでありませう。

ただ、今大臣もわかりづらいというお話がありましたけれども、午前中の参考人との質疑の中でもありましたけれども、例えばいわゆる固定払い

なんかは、当該年、昨年なら昨年つくらなくても過去の面積で支払われるという、これは制度的に持っているでしょうもない部分だと思っております。これで七割補てんされるわけですから、こういうことがゆえに、言えば、去年までの実績で面積分はもたらせて自分は野菜をつくるというところが可能になってしまったんですね。結果として、これは玉突きを起しているんです、現実には、こういう制度を持っている国では、国として奨励をしなければならぬような作物を調整して、固定払いでやる場合も、例えば野菜だとかそういったものはつくらせないとかという制度をちゃんと持っているわけですね。

日本の場合にはそこをなしにスタートしちゃったものですから、例えば私は北海道ですけれども、北海道の内部でもそういう玉突き現象が起きてきて、結局、この制度にかかわりのないところに行けばその分だけ収入はふえるわけですから、そういう仕組みを使っている人たちが出てきたり、それから、いわゆる黄ゲタでいえば、これは共済金との関係をいずれきちつと整理をしないと、比率という部分がちよつと違いますけれども、共済金と極めて似た制度ですから、このところの整理をやはりきちつとしていかなければならぬいんじゃないかというふうに思います。

それから、いわゆるナラシであります、これで九割を目的に支払っているわけですね。結果、固定払い、緑ゲタを積んで、黄ゲタを積んで、それにナラシを足したとしても、これは全部過去実績や成績払いで、さらにまたナラシも九割ですから、要するに一〇〇は絶対にかからないという仕組みになるわけですね。過去実績の部分を補っていくわけですから、そして最後にナラシで九割足すわけですから、一〇〇には絶対到達しないという仕組みになるわけですよ、この制度を幾ら積んでいっても、ここに、この制度が最後に緊急対策をやらなければいけなかったある種の欠陥があるわけですね。そういった根本のところをやはり見直していかなきゃならないというふうに思いま

す。

きよう、皆さん方のところに資料をお渡しさせていただきますました。過去の実績がないというので、なかなか私も集めるのに苦労しましたけれども、正直言つて、まだナラシが入っておりませんから、見込みでそれぞれの地域で緊急に資料をつくつてもらいました。一番最初は、水田地帯ということ北海道の空知管内ということ、それから後ろの三枚は、畑作地帯ということ、それから、これは青色申告の表から右側の方にちよつと分析をしてもらったという仕組みでつくらせていただきました。

最初の空知管内で見ますと、これは追加払い見込みということで、例のナラシの部分などを含めて、これを見込みで入れていただきました。入っていたいたいても、なおかつ、大豆でいえば一俵当たり千三百三十七円少なくなる。小麦については、収量もよかつたということ、一番下にありますけれども、緊急対策、見直し補てんが入っている、すので、少しふえております。てん菜については、これはまだ入っておりませんが、三百二十円程度かということで見込みで計算をしておりますが、千七百円マイナスをしていて、三百二十円入ったとしてもマイナスになるということでもあります。

それから、全部は説明しませんが、畑の方でいいますと、二枚目の十勝のところでもいいますと、小麦でも、これも見直し補てんを入れても若干マイナス。それから、てん菜でいいますと、これは三百二十円足したとしても二百二十円ぐらゐがマイナスになるといふ、少し見込みも入っておりますけれども、私の調べたところによるとこの状況であります。

そこで大臣にお伺いしたいんですが、緊急対策を打たれたわけでありませうけれども、この国は緊急と暫定と恒久がいろいろ、恒久の方が短かつた意味では、今回打った緊急対策の中でどこをどういうふう恒久的にやっていくとされていくのか、全部こし一年で終わりののか、これからずつ

とやっていくのか。

それと、実は準備金制度というのがありますが、そのうちの米作農家で見ますと、実は準備金の制度に乗つた人たちは四六％ぐらゐしかいません。ですから、そういった意味で、米の対策、あるいは先ほど大臣からもお話ありましたが、農家経営というのは基本的にはやはり年払いであるべきだと思ふんです。農家は、一年サイクルで経営を立てていく、そこで実績をつくつて、そして次の年の計画をつくつていくというふうなやり方で、これは役所の方は二年、三年にまたこうがどうという影響もありませうけれども、しかし、受けている農家の側にしてみれば、一年一年でちよつと一定程度の計画が立たなければ次の年の計画が組めないわけですから、そういった意味では、できるだけ年内に、どうやって生産をしていくのかということが必要だ。そういう幾つかの点において、やはりまだまだ直さなければならぬ点があるというふうなふうに思います。

午前中の議論でもありましたけれども、自給目標というものを保持して、それを達成するためには行政がしっかりとかわらないと達成できないんだという話が午前中の参考人の質疑の中でも随分と議論をされたわけでありませう、そんなことも含めて大臣にお伺いを申し上げます。

○高橋政府参考人 幾つかの点、御指摘がございました。

まず、共済金制度との調整問題につきましては、これは既に制度の中に組み込んでおりまして、基本的には、収入減少が生じた場合に、災害等の場合であれば当然共済制度とダブるわけでございます。その際には、収入減少分のうち、まず共済制度で補てんをする、その補てんの残につきまして収入減少で行うということで、これについては既に制度内にきちんと組み込んであるわけでございます。

それからもう一つ、ナラシ、いわゆる収入変動の話と、固定それから成績払いの話がございま

たけれども、これは、収入変動の場合、基準期間に對しまして収入が減少した場合に對しまして、その減少分の九割を補てんするという事でございまして。したがって、例えば、固定払いあるいは成績払いを通じて、さらに市場価格によります手取りがあるわけでございまして、価格上昇等によりまして手取りが上昇すれば、この収入減少変動には対応しないという形になる、発動はされませんので、この場合には当然のことながら九割以上の手取りになるわけでございまして。

それから、もう一つ委員から御指摘がございましたお米の準備金制度の関係でございますけれども、これは、委員も御承知のとおり、従来、生産調整につきましては、お米の臨特法案という形で、お米の所得につきましては一時所得扱いをするという所得区分の変更、本来ならば事業所得であるべきものを一時所得に変えるという税目の変更になるものでございまして、従来から全会一致の議員立法で毎年度措置していただいたわけでございすけれども、これにつきましては、国会の中の御議論等もございまして、税目区分の変更という形の対応というのは困難になったということでございす。

したがって、これについては新しい準備金制度という形にいたしまして、さらにその内容につきましても、より経営の高度化に資するような形で、準備期間の延長でございすとかあるいは繰入率等の問題等も含めて拡充をした上で対象にしたものでございまして、実際の適用対象になられるような形態といたしましては、さらに使い勝手がいいようなものにしたところでございす。

以上でございます。

○佐々木隆委員 先ほど収入減少のときという話がありました、収入がオーバーしたらこの制度そのものが必要ないんです。もともと収入の減少をどうやって補うかという制度ですから、収入オーバーしたところにさらに金が金をつ込むむなさんということはもととあり得ない制度ですから、それはもととがそういう制度だというふう

に思ひます。

準備金制度の話をなぜ取り上げたかというところ、準備金に積める農家の方は準備金制度という制度を利用できるからいいんです。しかし、積めない人が半分以上もいるという状況の中で、準備金の制度は活用できない、その人はそのまま農産収入になっちゃうわけですね。

だから、そういう意味では相当な変更になっちゃっている人たちがかなりいて、そしてその人たちに、昨年の三月十五日までにこれは手を挙げなきゃだめなんです。では昨年の三月十五日までの間に手を挙げるぐらい説明が十分になされていたかというところ、ほとんどその説明は不十分だったと私は思うんですね。三月十五日までに税務署に手を挙げない限りその対象になりませんから、そういった意味での問題が起きてきているというのをぜひ認識しておいていただきたいというふうに思ひます。

そこで、今、幾つかの問題点について政府と議論をさせていただきまして。民主党の戸別所得補償ではこういう問題は発生しないのかということ、をまず一つ大変心配なところとして答えていただきたいのと、この制度の初年目で起きた米価下落の問題などについて民主党の制度ではどう対応できるのか、それから共済制度とのかかりというものはやはり一つの課題かというふうに思ひますので、それらの点について提案者のお考えを伺ひます。

○高橋参議院議員 お答えしたいと思います。

先ほど来、質問を聞かせていただいておりますが、資料も提出をさせていただいたんですが、私たち提案者三人の県の場合と北海道の場合と規模がかなり違いますので、一概に同じようには言えないかも知れませんが、私どもが提案をさせていただいた農業者戸別所得補償法案というのは、そもそも自給率を向上するためには、今の農家の方々が再生産を持続できるということがまず前提になっております。その意味で、再生産をさせていただくためのあるべき所得水準が確保できる

ための直接支払い制度ということがこれの一番の主眼になっていっているというふうに思っております。その意味で、標準的な生産費と標準的な販売費の差額を、直近のデータを基準にやっていくというところでございす。

先ほどの御質問の中にもありましたけれども、生産調整の中でも、今かなり行政の手が離れて生産者にゆだねようとしているところに大きな問題点があるというふうにも私どもも考えているんですけれども、私たちのこの生産費それから販売費のデータについては、行政も中心となって入っていただいて、それぞれの有識者等も参加をしていただいて、一番新しいデータの中で私たちはその数字を割り出して、あるべき所得を確保していきたいというふうに思ひます。

それと、共済の問題については、委員のところの北海道では随分大きな問題になったということ、は存じ上げております。私どもも十勝の方にちょうど十月の末に行かせていただきましたけれども、そのときに大きな問題になっていたのは存じ上げております。

この共済については、価格を決めるチーム、期間が非常に長いわけで、我々の地域のように、本州のほとんどのところは余りその差が出ません。しかし、北海道や九州では、ことし大きな問題になったのは、一生懸命努力をさせていただいて生産量が、単収が非常に上がった、そういう地域に特に不平等な問題が出てくるということ、で大きな問題になっていっているのかと思ひますけれども、私たちは、先ほど申しましたように、それぞれの方々に参加をさせていただいて、行政の方も生産者も参加していただいて直近のデータを照らし合わせるというところでございすので、私たちの提案をさせていただいている農業者戸別所得補償案の中ではそういう問題は発生しないというふうに考えています。

○佐々木(隆)委員 時間がなくなってきましたので、それぞれにもう一問ずつお伺ひをしたいと思います。

一つは、先日も大臣とやりとりをさせていただきまして、私は、日本の農業にとって家族経営というのは極めて重要だということに思ひます。前回大臣は、「農業経営体としての認定農業者の行う農業経営」というものが、「中は略しますが、農産物の供給の相当部分を占める」、こういうふうな答弁で、家族農業というものをなかなかイメージできない答弁だったわけであります。

基本法にも家族経営というのがあります。その直後にできた基本計画にも家族経営というのがあるんです。しかし、今度のこの制度をスタートするに当たって見直した新基本計画からは、家族経営というのが全く消えちゃっている。そこにもう一度家族経営というものをきちっと位置づけるといことがやはり必要なのではないかというふうに思ひます。その点についてのお考えを伺ひます。

それと、大臣は、緊急対策を行われるときも、基本は変えない、繰り返して言うてきていますけれども、その基本とは一体何なのかということについてお伺ひをしたいと思います。

提案者の方には、目的の中にも位置づけられているというふうに私は思っておりますが、私は、農村という集落にとつて家族経営と農村政策というのは極めて基本だということに思ひます。ですから、戸別所得補償におけるこれらの位置づけについて、これは提案者の方にお伺ひをいたします。

○若林国務大臣 まず、家族経営についての位置づけ、認識について申し上げます。

委員もお話ございましたように、基本法の二十二条では、我が国の農業経営の相当部分が家族経営で担われているということを踏まえまして、家族農業経営の活性化を図るというふうになっているとともに、他方で農業経営の法人化を推進するために必要な施策も講ずる、こういうふうになっているわけでございす。

そして、平成十七年に閣議決定をしました食料・農業・農村基本計画におきましては、担い手

というものにつぎまして、農業で他産業並みの生涯所得を上げ得る経営体あるいはこれを旨とする経営を担い手と位置づけたいわけですが、この担い手の中には、当然、家族農業経営や法人経営、集落営農経営などさまざまな農業経営のタイプがあるわけですが、それぞれ、地域における担い手を明確にした上で、これらのものを対象とした農業経営に関する各種施策が集中的、重点的に実施されているわけですが、

そして、委員がお話しになりました食料・農業・農村基本計画、閣議決定をした新しい基本計画には、御承知のように、農業構造の展望というものを公表いたしております。この農業構造の展望の中におきまして、平成二十七年における望ましい農業構造の姿といたしまして、家族農業経営が三十三万戸から三十七万戸程度になると見込んでいるほか、法人経営は一万戸程度、集落営農経営が二万から四万程度になる、こういうふうに見込んでいるわけでありまして、この新しい食料・農業・農村計画におきます担い手というもののの中には、構造展望の中で家族農業経営が三十三万から三十七万戸程度になるという見込みを示しているように、相当大きな位置づけをしているところがございます。

なお、基本は変えないという基本とは何か、こういうことでございます。

委員の御質問がまさに基本にかかわることであると思いますので、どうしても答弁をさせていただきたいと思っておりますが、食料・農業・農村基本計画で定めておりますように、この基本法の第二十一条で、望ましい農業構造として、効率的かつ安定的な農業経営を育成して、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するために必要な諸施策を講ずるといふように法律で定めたわけでございます。これを受けて、先ほど申し上げましたように、食料・農業・農村基本計画において、農業で他産業並みの生涯所得を上げ得る経営体というふうな位置づけ

て積極的に取り組むようにしたわけでございます。

このたびの水田・畑作経営所得安定対策も、このような基本法とか基本計画を踏まえまして、まずは、WTO交渉の中で国際規律に対応する施策にするということ、国内的には、農業従事者の減少や高齢化によって脆弱化が進んでおります水田の土地利用型農業、米、麦、大豆などの土地利用型農業については、担い手の経営の安定を図ることによって体質を強化する、力強い農業構造を確立するということを目的にしておるわけでございます。今、今回の見直しにおいて私が基本は変えないと言っておりますのは、このようなことを指しているという御理解いただきたいと思います。

○平野参議院議員 私どもは、意欲を持って取り組む農業者を中心とした家族経営こそが基本的にこれからの農業の中心にあるべきだということを立てております。そうした家族経営がたくさんいて集落が成り立つ、これが本来の姿ではないかというふうな思っています。

ただ、その一方で、この委員会でも何回も申し述べましたけれども、人口減少社会に入ってきている、同時に、基幹的農業従事者の六割以上は六十五歳以上という状況の中で、農地の流動化あるいは生産の組織化といったことも実態に即した形で進めなくてはならないだろうというふうな思っております。そういった観点も大事ではないかというふうに思っています。

しかし、基本は、今意欲を持って取り組んでいる農業者のある一定の所得を確保することで、その経営を強化することで全体の底上げを図っていくということが基本ではないかというふうに思っています。

以上です。

○佐々木隆委員 時間が来ましたので、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○宮腰委員長 次に、篠原孝君。

○篠原委員 民主党の篠原孝でございます。

農林水産委員会の皆さん、しばらくぶりでございます。

います。ごぶさたいたしております。きょうは質問の機会をいただきました。まことにありがとうございます。私はいま農林水産委員ではございませうけれども、いろいろこの施策に携わってまいりました関係上、同僚議員等の御配慮をいただきまして、五十分ほど時間をいただきました。ただ、心配なのは、十五分ほど長引いておるので、後でちよつと配慮していただきたいと思います。まず、冒頭でございますけれども、若林大臣、おくれせながら、大臣就任まことにめでたうございます。若林さんは、私の郷土の先輩でもあります。農林水産省の先輩でもあります。私は、若林さんの後ろ姿を見ていろいろ仕事をしてみたいと思っております。最後、計算が狂って、後ろ姿を見て国会議員になるつもりは全くありませんでした。しかし、なった以上は、そのまま私もいつか農林水産大臣にさせていただきたいと思っております。

まず、この民主党の農業者戸別所得補償法案というのは、これは途中で小沢代表が代表になってしまつて、ちよつと変わった名前になってしまつて、支払うけれども、中身は同じなんです、直接支払というの。これは四年ほど前の一月からずっと我々が手がけてきたものでございます。これは何とつづなことでございませう。皆さん御存じのとおり、直接支払いというのはEUでも行われてきたことなんです。それだけじゃなくて、実は我が国の農林水産省にもいろいろなことを考える人がおられまして、それでもう既にきちんとやっておるんです。

きょうは、郷土の先輩、役所の先輩に、よく胸をかくしていただくというのがありますけれども、耳をかくしていただきまして、質問させていただきますと思っております。

食料・農業・農村基本法ができて、それに基づきまして都道府県の生産目標というのをつくつたんです。思い起こしていただきたいと思います。そうしたら、日本じゅうの農家は、ああ、それだけ出してくるんなんだということ。一生懸命つくつて、よく見ていただくとわかるんですが、二年目にして十年後の生産目標、作付面積を達成してしまつたんです。ところが、なぜかしらやめてしまつたんです。

ただ、きょうはちよつと違った意味もございまして、質問表を資料の一番最後につけてありますけれども、非常に活発な議論が行われたんじゃないかと思っております。今、例によって欠席されておりますけれども、我が民主党農林族の大重鎮の小平さん、非常に自由闊達な議論が行われたというのをこの前の質問の中で言っておられました。私も、テレビを見ながら、議事録を見ながら、まことにそのとおりだと思っております。

例えは麦ですと、九ページあたりのところを見ていただくとわかると思いますけれども、五十七万トンぐらいいつかつていなかったのに、三年で八十六万トンに、三十万トンも一気にあえたんです。それがなぜこの後、この生産振興政策が途中でとまつてしまつたんでしょうか。この点についてお聞かせいただきたいのです。お願いいたします。

○若林国務大臣 委員が御指摘になりましたように、二〇〇〇年の食料・農業・農村基本計画の策定で、小麦は三年目には五十七万トンから三十万トンほどふえまして、既に当時の目標の八十六万トンになっているということで、急速にその生産が伸びたわけでございます。

ところが、八十六万トンまで拡大したわけですが、その生産物の品質とか生産性の向上が十分でないために需給とのミスマッチが依然ございまして、そのでき上がった小麦について、これを引き取る製粉ミラー、製粉業者の方が、こういう品質ではこれから引き続き取っていけないというような状況が発生をしたわけでございます。

そのために、二〇〇五年に策定した新しい食料・農業・農村基本計画におきましては、生産を拡大することも大事なんだけれども、やはり売れるものをつくるということに軸足を置いていかなければ、このからの安定的な生産拡大が図れないというところから、品質だとか生産性の向上によりまして安定供給の確保ということに軸足を置くことにしたわけでございます。

この新しい基本計画では、実需者のそういうニーズに応じた麦の種類、あるいは用途別の計画的な生産、また、実需者のニーズを農業者の的確に伝達し、産地単位で品質管理を強化し、加工適性の高い品種を育成、普及するということを加速化した品質の向上、あるいは、担い手の生産規模の拡大、収穫期における雨の害などの軽減により生産コストを下げていく、三割程度下げるといことを盛り込みまして、その地域の生産者の組織である農協が中心になりまして産地協議会といったようなものをつくり、地域の実情に応じた麦とか大豆などの計画的な生産、品質、生産性の向上に重点を置いていかなければ、持続的、長期的にこの生産の拡大を図ることができないという考え方でこの修正をしたわけでございます。

○篠原委員 余り賢明な修正ではなかったと私は思います。

五ページをよく見ていただきたいんです。一番上の表ですね。基準年が平成九年、都道府県の目標と第一次食料・農業・農村基本計画の第一次目標、それから第二次の目標とあります。比べてみてください。都道府県の目標の方が多くいんです。ただ、この目標も、本当はこれよりもっと大き

いんですよ。下を見てください、意欲的な県の例が書いてあります。舟山康江さんの地元の山形県などは三十三倍、えらい意欲的過ぎるんじゃないかと思えますけれども、これはみんなこの関係者の県のものをつり張り出してきた。宮崎県もそうでしょう、大豆などは四倍。福井県、福田さんのところですけども、二倍とか四倍とか。小里さんの鹿児島も三倍とか四倍とか。こうやって県がやり出したのです。

ところが、次のページを見てください、小麦のところ。我が長野県はちよつとシニカルだったんです、我が長野県というか、大臣の地元の長野県でもありませんけれども。見てください、二十二年の目標年次は書いてないんです。

これはなぜかという、実態を知っているんですよ。農林水産省がまた麦をつくれなんて言い出した、しかし、どうせまたもう要らない、四の五の言つて要らないと言つたろうと。このときは農林水産省は強制しなかったんです、自主的に目標数値をつくらせたんです。そうしたら、ぼこぼこあいているでしょう、ちよつとひねくれた県が全然つかなかったんです、福岡県とか麦の産地であるにもかかわらず。それであるにもかかわらずこの合計の目標値を足すと、国のつくつたものよりずっと大きくなっているんです。

例えば、この麦のところ、一番下を見てください。目標値の合計は九十九万トンです、九十九万五千三百八十三トン。しかし、二十二県がつくつていないんです。これを加えれば百五十万トンぐらになるんです。実際、この方向に向かつていたんです。

次の大豆を見てください、次の七ページ。大豆はもつと現実的です。十アール当たり七万三千円は、米が十俵とれて二万円で売れたつて七万三千円手元に残らないかもしれない。それに対して七万三千円ももらえらる、これは転作絡みで農家に行つたんですが、これを直接支払いという形で出せばいいということを我々は提案しているわけなんです。見ていただきたいんですが、十五年の目標を

つくらなかった二十二県の合計は、全部足すと十万吨ぐらあるんです。そうすると、目標をつくつているところだけで二十五万トン。そこにこの十万吨足せば、目標は三十五万トンになってしまつたりするんです。つまり、意欲的に取り組めば幾らでもこうなるということなんです。

こういうことからすると、午前中の参考人の御意見を承つておまして、お二人とも口をそろえて言つておられました、今自給率を高めなければいけないんだ、それが国民の声であるということをや言つていました。しかし、政府の政策の中には何かその意欲が感じられないんじゃないかと思うんですよ。例えば、過去の実績に応じてしか配分しない。しかし、これはさすがに政府・自民党もちゃんとこの十二月には直しましたね。過去の実績がなくても出すというのをちゃんとやっています。このところはちよつとおかしいと思うんですが、この法律でもって自給率を高めていくといふことを何かちりばめておられるんでしょうか。

○若林国務大臣 この法律においてというのは、どの法律ですか。

○篠原委員 この法律でなくて、政府の方の法律です。経営所得安定対策の中で。

それでは、時間がつたないもので、考えていただくことにしまして、同じことを民主党の提案者にお伺いしたいと思つています。

米価が下げてしまつていないですよ。そして、小麦の価格が三〇%も上がつてい。数日前の農業新聞では、ゼーリック世銀総裁が、東南アジアで七〇%ぐら米価が上がつて困つてい、何とかしなければいけないというようなことを言つています。こういった世界じゅうで穀物価格が高騰している中で、農業者戸別所得補償法案は自給率の向上というのをうたつています。この役割というのは非常に大事になつてきていると思うんですが、民主党の法案の中ではこの点はどういうに入れたんであるんでしょうか。

○平野参議院議員 民主党の農業者戸別所得補償

法案の中では、自給率の向上というのを大きな柱の一つに位置づけております。

今、篠原委員から御指摘ありましたけれども、今世界じゅうで穀物価格が高騰を続けておる。国際価格の動向を見ると、米はしばらく上がることはなかつたんですが、ここにきてびよんと上がつてきています。インドが輸出禁止措置をとつているとかいろいろな情報も流れてきておりますが、そういう中で自給率を上げなくちゃならないという議論が今ここにきてにわかに大きくなつてきたのではないかと思つています。

ただ、自給率を上げるというときに、今輸入している穀物を国内産でつくろうと思えば、どうしても内外価格差があつて、その差をだれかが負担しなくちゃならない。その負担をするということとは、それだけの要するにコストがかかるということなんです。

私どもの農業者戸別所得補償法案の中では、それに関連して一兆円という枠組みを設定しているわけですが、そういうコストを明示しながら自給率の向上という方策をきつちり示したといふふうに思つておまして、こういう中だからこそ、この農業者戸別所得補償法案というのはもつともつと脚光を浴びていいのではないかとはいふふうに思つております。

○篠原委員 これと同じなんです。さつき若林大臣は、麦も大豆もふえた、しかし、質が悪くて実需者の要望に合わなかつた、だからもうやめたと。しかし、それではいつまでたつても自給率は向上しないですよ。やはり自給率を向上させるべきだと思ふんです。

この点は一番最後に述べますけれども、余つている米以外の土地利用型作物の生産振興をして自給率を高めようという気持ちは全く同じなんだろうと思つています。しかし、その片りんが政府の方の施策のところには余り見受けられないんです。その点はどうなつておるんでしょうか。

○若林国務大臣 先ほどのお話でございますけれども、品目横断的経営安定対策、いわゆる今度の

水田・畑作経営所得安定対策の基礎となつてい
す法律には、自給率を向上させるという法律上の
目標は掲げていないというふうに承知しておりま
す。

○篠原委員 そうなんです。法律自体には全
然入っていない。

この資料の三ページのところを見ていただきた
いんですが、背景としては当然私はあるだろう
と思います。三ページのところ、これは私が勝手
につくった表ですけれども、左側は農業者戸別所
得補償法案です。右側は昨年の担い手経営安定新
法。真ん中は昨年の秋、十二月に政府・自民党が
一体となつていろいろ改善をされた内容です。この
矢印は何かといいますと、民主党の主張が政府・
自民党の見直しの方に影響を与えて変わった部分
です、これは私の判断ですけれども。よく見てい
ただくとわかると思います。

それに対して対立みたいな感じになつてゐるの
は、例えば対象農家のところでは四ヘクタール、
十ヘクタール以上とか、二十ヘクタール以上の集
落営農と言つていたけれども、市町村特認とい
のを設けて、今までだつて二・六ヘクタールぐら
いでよかったんですけれども、もっと少なくても
いいようにしたとか、それから支援の内容だとか、
生産調整実施者にメリット措置。メリット措置と
いうのは、我々の方でいうと、一番下の、米にか
わる農産物の生産をした場合は割り増しというか
加算するというようなこと。それから、過去の実
績なしというのを認める、五十二億円。これは非
常に私は柔軟な対応だと思ひます。いいことだ
と思ひます。

ですけれども、政府の方のやり方は、最終目標
は同じなんですけれども、途中の政策判断として
間違つたのは、何度も繰り返してきているんです
けれども、担い手を絞つて政策をしようという、
これは私はずっと見てまいりましたが、ここは若
林大臣と私の見解が多少異なるかもしれませんけ
れども、私は規模拡大に反対しているわけじゃな
いんです。でつぱい農家に育つてほしい。だけれ

ども、だからといつて小さい農家をほつたらかし
ておいてはいけない、全体を底上げしなけれ
ばならないというふうに思ふんです、いつも農
林水産省から出てくる政策は担い手を限定して
でつぱい農家だけとか若手の農家だけというのが
多いんですけれども、そろそろこの政策は改めて
いただかなければならないと思ふんですけれど
も、いかがでしょうか。

○若林国務大臣 委員も十分御承知だと思ひます
けれども、我々の政策の基本は食料・農業・農村
基本法でございます。食料・農業・農村基本法の
第二十一条で、効率の高い担い手によつて相当部分
の生産が賄われなければならない、そういうふう
にするんだという構造政策の目標を法律上明確に
掲げているわけでございます。

他のいろいろな作目を見ていきますと、もう時
間の関係がありますから、委員十分御承知ですか
ら一つ一つ申しません。畜産でありますとか、あ
るいは果樹、花の花卉でありますとか、野菜であ
りますとか、それぞれについてはもうその需要の
相当部分をこれらの担い手によつて賄えるようにな
つておりますけれども、何としてもこの水田農
業、特に稲作についてはなかなかそのような構造
が、規模拡大という形でそのような担い手によつ
て供給が賄われなない、こういうことになつてい
るわけでございます、このところの改善を図る
ということ、私は、やはり日本の農業の体質を
強化いたしまして強靱な農業構造を構築してい
くということはもう待たなしいなつてゐる、こ
ういふ認識でございます。

そのことは、食料・農業・農村基本法を結
んで、平成十七年三月に策定をいたしました食料・
農業・農村基本計画に基づきまして、この水田、
畑作経営につきましてもこのような規模の担い手
が形成されていくようにするんだという方向を出
したわけでございます、私はそれだけで日本の
農業が成り立つていくというふうに思つてゐるわ
けではありませんけれども、これらが相当程度、
七割なり八割というふうなものが他産業と生涯所

得が均衡できるような規模の経営によつて賄われ
るという中に、稲作経営も土地利用型農業経営と
してこのような経営構造をつくり上げていくこと
が大事だ、このように考えているところでござい
ます。

ているわけではなく、広く生産者が、規模いかに
かわらずすべての生産者がそういう役割を
果たしている。そういう意味では、そういう人
たちを全体を底上げし支えて、その中からしつ
かりと足腰の強い農業を育てていくということ
でありまして、目的は同じなんですけれども手法
が全く違うというふうに入つてゐます。

○篠原委員 そういう点については、余り考え
方に相違はないと思ふんですね。

今、日本の農業の現状は、農業者を選別できる
ほどぜいたくな状況にない、一部の農業者だけを
育てればすべてがよくなるわけではないというふ
うに思つてゐます。

○舟山参議院議員 今大臣から説明いただきま
したとおり、食料・農業・農村基本法第二十一条で、
効率的かつ安定的な農業経営の育成、そしてそれ
が相当部分を担う農業構造を確立する、その部
分は、そういう大きな目標は全く異議はありません。

○篠原委員 よくわかります。ですけれども、や
はり責任政党の自民党は柔軟だと思ひます。西川
公也さん、前委員長は、二月二十三日の東洋経済
が農業問題をずっと連載したインタビューで、農
政不信の最大の原因は認定農業者への支援の偏り
過ぎだったんじゃないかと言つておられます。そ
して、近藤さんなどが汗をかかれたんだらうと思
ひます、自民党の農林部会です。相当民主党の考
え方を取り入れて、同じ方向に行きつつあるんじや
ないかと私は思ひます。だから、ほかの何か非常
に敵対的な委員会がありますけれども、この委員
会は適度に敵対的で、適度に仲よくやつてゐる
い委員会じゃないかと思つておられます。

しかし、この食料・農業・農村基本法の中では、
さらに大前提として四つの基本理念、つまり、食
料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の
持続的な発展、農村の振興、まさにこういふ目
標を達成するためにどうすればいいのかというこ
とが問われているんじゃないかというふうに入
つてゐます。

また一つ違う点をちょっと申し上げます。これ
は相当私の主義の部分に入つてゐるわけでも
循環社会、環境が大事だと言つてゐるわけでも
ところが、政府の政策の水田・畑作経営所得安定
対策の方に環境に優しい農業とかいふようなこ
とが一体どこに入つてゐるのか。

それを達成するために、今、政府では一定規模
以上の担い手にすべてを集中させようということ
になつてゐますけれども、私たち民主党は、そ
ういった入り口段階で担い手に絞るのではなく、全
体を底上げすることによつて農業の構造強化を
図つていく、そのような目標を立ててゐるわけ
であります。

午前中の参考人の方の意見の中にも、マルチ
ファンクショナルティ、多面的機能ということ
で、それをバックアップするような政策がなけれ
ばならないんだと。きのう資料要求で農林水産省
の事務方に試みに聞いてみました。一体どうい
う政策があるんだと言つたら、当然ですけれども中
山間地域の直接支払いと農地、水、環境の保全対
策が挙がつてまいりました。しかし、これはも
とと入つてもいいかと思ふんですけれども、

そして、さらに言えば、この農業の役割という
のは、今四つの基本理念の中にもありましたけれ
ども、生産だけではなくさまざまな役割がありま
す。これは一定規模以上の特定の農業者が果たし

てゐるわけではなく、広く生産者が、規模いかに
かわらずすべての生産者がそういう役割を
果たしている。そういう意味では、そういう人
たちを全体を底上げし支えて、その中からしつ
かりと足腰の強い農業を育てていくということ
でありまして、目的は同じなんですけれども手法
が全く違うというふうに入つてゐます。

こういう思想は入っているんでしょうか、入っていないんでしょうか。入っていないとしたら、推進されるつもりはあるんでしょうか。

○若林国務大臣 まず、委員の思い込みがいろいろあるわけですが、民主党の法案は戸別の経営の直接支払いを通じた所得の安定を図るということでありましょう。しかし、今の農業、農村が持っている多面的機能も含めて、地域活性化などすべての政策効果をこの法律の中で期待するというのは、私は無理だというふうに思うんです。やはり政策手段としては、幾つかの政策手段をそれぞれ効果的に講ずることによって、それらを結合して目標を上げていく。

そういう意味でいいますと、この水田・畑作経営安定対策というのは、集落営農組織も含めまして、意欲のある担い手の育成などによって農業経営の体質強化を図ることに力点を置いているわけで、そういう力強い農業構造を構築する、それに取り組みむということをやらないとして、いろいろな言葉の使い方がありますけれども、いわゆる農業政策としての観点からこれを実施するというところでございます。

もちろん、この対策は、直接的には国土や環境の保全などの多面的機能に着目するものではありませんけれども、確かに、本対策によりまして担い手を中心とした力強い農業構造が構築されていけば、ひいては農業の持つ国土や環境の保全などの多面的機能の維持にも資するというにはなるであります。そういうことも考えております。

しかし、直接的には、委員もおっしゃられました農地、水、環境保全向上対策という中で、地域振興政策として、社会の共通資本であります農地、農業用水等の資源、さらにはこれを基礎として営まれる営農活動を一体として、その質を高めて将来にわたって保全をし、農業、農村の有する多面的機能の発揮を図る。こういう地域振興政策というのを、車の両輪とでもいいますか、それらを組み立てているわけでありまして、さらに加えて、

条件不利地域につきましては、中山間地の直接支払い制度というのを組み立てているわけでございます。

環境に優しい環境保全型の農業というのはいろいろあるわけですが、特にこの農地、水、環境保全対策の中では、どのような農業をみんな共同してつくっていくかという中で環境保全型の農業をそこに位置づけて、これに取り組みむというのも共同の農業生産活動を支援する中に加えているというふうに理解をしております。

○篠原委員 わかりました。

我が方の農業者戸別所得補償法案には、この三ページのところを見ていただくとわかるんですが、一番下に環境の保全に資する度合いに応じて加算をするというのがあって、いろいろちりばめればちりばめられるんですが、鈴木教授が言っておりましたけれども、直接支払いをEUでやっているんだ、何も新しいことじゃないんだ、違いは国民がそれを認めているかどうかだと。やはり、国民的な運動をしていかなければならないんじゃないかと思えます。

そのときにヒントになるのが、ここに理事さんたちのお話しをいただきました。持ってきたのが、これは皆さんごらんになったことがあるんじゃないかと思えます。これは、きょう届いたんです、私のところに。丸山清明、私の敬愛すべき研究者でございますけれども、中央農業総合研究センターの所長です。ちよつと違うのは、ここに両方とも「地場産品応援の店」と書いてあったんですが、私が片方はこっちを書いてくれとリクエストしまして、読めますかね、「地産地消応援の店」と。まあ、同じなんです、私はこれは非常にいいことだと思っております。

それで、これは、丸山さんは研究者ですけれども飲んべえなんです、飲んでいううちに気がついて、地元のものだけを飲んでいるか。それで、緑には安全という意味も含まれているわけですね。赤ちようちんに対して緑ちようちん。これは飲んべえの発想なんです。若林さんも、その辺に

ある飲んべえと違って、斗酒なお辞さずという点では丸山清明さんと共通の点があるから行かれないかと思えます。これを若林さんがこれから行かれる飲み屋に全部つけてもらうとか、こういうことをやっていただけたらと思うんです。

冗談はさておきまして、こういうのを運動としてやっていったりするのには非常に大事だと思うんです。例えばこれをこ入れしてやっていくようなことを、法案に直接関係ないんですけれども、これについては自由に意見を言っていたらありがたいですけれども。

○若林国務大臣 実は、この丸山清明さんを私も存じ上げておりました。過日、丸山清明さんのグループの方々と、まさにこの緑ちようちんのお店で、相当程度、したたかに飲みながら自由闊達な意見交換をしたところでございます。

その際、丸山さんが、丸山グループの皆さんが強調していますのは、これは自然発生的に始まり、そしてこれが今自主的に展開をしているということに意味があるんだ、お役所がかかわると、あるいはお役所がこれに対してコミットしますと、要件がどうだとか条件がどうだとかいろいろうるさいことが出てきて自由な展開がやりにくい、こういうことでございます。

皆さん、御承知でない方もいらっしゃるかと思いますが、御承知でも、この緑ちようちんというのは、食材の国産使用率が五割以上の飲食店が掲げることのできるちようちんだということで、店で使用する国産食材の割合が高いほど多くの星を入れる。あそこは星が一つついていますが、五割以上というときは星一つとなります。六割以上は星二つ、七割以上が三つ、八割以上が四つ、九割以上になると星五つというふうに。これは全部自主申告で、自分で書いているんです。本当かな、それは飲み屋に行つた者がそれを評価するというところでありますけれども、私は三つの星を目標にする、七割以上は国産食材でやるんだといった場合には星三つを入れる、こういうような仕組みになつていくわけでございます。

私も、この緑のちようちん運動というものを含めまして、民間のこういう自給率向上につながるような取り組みというものを視野に入れながら、一般論として言えば、国民が日本の食を見直して積極的に国産を、今委員がおっしゃっておられます地産地消というのは大事なことであります。環境政策の面から見ても大事であります。そういうことに向かって取り組んでいくというような国民運動が必要になってくると思います。

ちなみに、今、四月七日時点でホームページを引いてみましたが、この緑ちようちんのお店は全国で七百四十八店に拡大をいたしております。破竹の勢いといましようか、もう大変な勢いで今このちようちんがふえてきております。好ましいことだ、喜ばしいことだと高く評価しながら、私も出かけるときには、できるだけというか、まず緑ちようちんで一杯やりたいものだと思っております。

○篠原委員 若林さんのお考え、大臣のお考えは健全かもしれませんね。ちよつと前に、日本政府が日本食のレストランをグレードづけようとしたら、すぐ文句を垂れる人がいた。大体、いいことをやろうとすると小言を垂れるのがあるんですよ。だから、これは自主的というのがいいのかもしれない。ですけれども、気持ちとしては、こういうのをどんどん振興していただきたいと思えます。

またまじめな話に戻りますけれども、三ページのところをもう一回見ていただきたいんです。いろいろ融合が進んでいるんです。例えば、我々の法案は、二年前の法案は、てん菜とかでん粉原料用パレイショというのは対象作物に入っていないんです。ですけれども、それは自民党さんの法律というか政府の法律に入っているんで、これはやはり対象に入れようというので入れたんです。お互いにいいこと取りをしているんですね。しかし、一つ、政府の方に、我が方はぎやあぎやあ言つて入っているのに、入っていないのがあるんです。菜種なんです。菜種は今大臣がおつ

しゃった循環の作物とかそういうのになつていたり、景観上はいいですし、非遺伝子組み換え、ノンGMOになりますし、その廃油はディーゼルエンジンに軽油になりますし、こんないいものはないですよ。

ちよつと手前みそになるんですけども、私はこれを実践していきまして、皆さん忙しくて気がつかれないかもしれませんが、菜種がこの周りにあるのを御存じですか。去年までは第一議員会館の土手にあつたんです。これは私がひそかに三年前にまきまして、真っ黄色になつていたんです。ファンがいっぱいいたんです。ところが、土手がなくなつちやつたんです、工事で。僕がほつておいたら、このまねをするすぐだれかわかると、おい、篠原、あの黄色いのどこに行つたのよ、あんなの畑、なくなつちやつたじゃないと。女性ですけれどもね。だれだかわかりません。黄色い菜種、どこへ消えたんでしょうかねと言ふ人がいたんです。

そういうことをおっしゃる方がいたので、僕は頭にきまして、一計を案じまして、夜中に法律を犯して中央分離帯とあの両側の垣根にまきました。今、菜種が真っ盛りです。しかし、栄養不良で、水不足で、土不足で、私のようなひよろひよろの菜種ばかりです。東京国道事務所長の許可は得ていません。許可を得ようとしたら、一時間四十五分粘られてそんなことはしないでくれと言われましてけれども、難航しております。しかし、菜種は私は非常に大事な作物だと思つていゝんです。

それで、もう一つの表を見ていただきたいんです。十四ページ、やればできるといふのを。

小里さんがこの前の質問で、自給率の向上は、非常に意欲的だけれども実現可能性が少ないんじゃないかといふことをおっしゃいました。我々のはその指摘は当たつていゝところがあつて、意欲的過ぎるところがあります。しかし、やればできると。この緑ちやうちんもそうだと思います

けれども、多分、来年、再来年になつてきたら、相当緑ちやうちんがふえるんじゃないかと思ひます。やる気の問題です。

十四ページを見て下さい、「EUの小麦、油糧種子の生産、輸出入状況」。私は、これは薄々わかつていたんですが、きのう資料整理をして、またびつくり仰天しました。

大豆のところを見て下さい。一番上、大豆の生産量。ほとんどゼロになつたんです、一九六一年。七〇年は三千トン、八〇年は三万二千トン、九〇年は何と二百八万トン。菜種は、一番下を見て下さい、六一年は五十三万トン、七〇年は百二十五万トン。本当は六一年対比にしたかつたのですが、ゼロですから無限倍になるから七〇年対比にして倍数を右側に書きました。八〇年は二百七十四万トン、それが二〇〇四年には千八百三十三万トン。

EUは消えた菜種、大豆、ヒマワリを、小麦の生産が余つて輸出補助金をつけて出さなくちゃいけない、しかしそれはよくない、だからほかの作物をつくらなければいけないとして堂々と復活しているんです。ですから、我々も同じようにてこ入れすれば、大豆も菜種も小麦も復活できるんです。これはぜひよく考えていただきたいと思ひます。

この点、てこになるのは直接支払いです。この直接支払いについて鈴木教授が強調されておられましたけれども、これを国民に理解していただくための大運動をしていかなければ私はいけません。じゃないかと思ひます。私も中山間地域の直接支払いについてささやかにやっています。しかし、ほかの国はどれだけやっていゝか。もう何回も資料を出していますけれども、十二ページのところを見て下さい。

財源問題で民主党は法外なことを言っている、一兆円なんて何やっていゝんだ、そんなのはできっこないじゃないかと言つていたんです。そんなことはない、我々は何も目新しいことを言つていゝわけじゃないんです。EUでやっていゝ農

林水産省も二〇〇〇年の食料・農業・農村基本計画に基づいて七万三千円も出してやり始めた、それを続けてくださいと言つていゝわけなんです。

十二ページを見て下さい。EUの予算のうち五兆円を直接支払いに使つていゝ、全農林水産予算の六五%です。私が答弁に立つたとき、二年前の法案のときもいゝかげんに答えました、一兆円なんて別に根拠はないと。本当にそうなんです。三兆円の農林予算のうちの一兆円ぐらいは新しくこつていゝところに使つていゝたらいいかです。直接支払いを国民の理解を得て大々的に進めていくべきだと思ひます。

それで、今、政府も始まつたんです、これを来年、再来年、飛躍的に拡大していくつもりはおありになるでしょうか。

○若林国務大臣 まず、菜種に対して委員は大変思い入れを持つておられます。議員の仲間でも菜の花連なんというのをつくりまして、これはバリオディーゼルのものになるということもありましたが、菜の花というのは日本の景観には欠かせなかつたものであります。菜の花畑に夕日は落ちてと、懐かしい童謡がございます。これは我々のふるさとに深くかわつた作詞家がつくつたわけですから、菜種というものが今ようやく各地で広がつて目を楽しませていただいているということについては、私もほのぼのとした思ひを持つておられます。

しかし、これをいわゆる産業として菜種生産といふのをとらえたときに、今、日本におきまして菜種生産は、ごく限られた一部の地域において生産をされ、これが油糧原料としてつくられて菜種油、食用油になつていゝわけでありましてけれども、価格の面で油糧原料としての菜種との間に三倍ぐらゐの価格差がありまして、これを直接国内で助成をして一定の数量を確保したときに、搾油の企業の方とこれを結びつけて、搾油企業に菜種油を搾ってもらわなかつたといふことになるわけでありまして、そちらの方と接触をしていゝわけでご

いますけれども、特殊な需要に合わせた形の搾油企業はあるんですけども、大規模に菜種から油を搾るといふような企業は、産業、事業としてなかなか成り立たないといふことで大変消極的でございます。そんな事情があることを私自身は残念に思つております。

ただ、先ほど委員がおっしゃられました、EUがほとんど壊滅的、大豆について言えば資料によりますとゼロであつた、あるいはヒマワリ、菜種についても壊滅的な生産量でありましたものが非常に大きく生産が回復して伸びてきていゝ、その手段といふのは実は直接支払いであつたといふことをおっしゃつておられました。私もそのことについてはいろいろ調べてみたわけでごいゝますが、一九六一年に、委員の一番詳しいところでございゝますけれども、ガット交渉の過程で穀物関税の譲許を撤回するための代償として、大豆や菜種といった油糧種子の輸入関税をゼロにしちやつたんです。そのことを反映しまして、一九六〇年から七〇年代にかけましては、域内生産が低い水準、ゼロを含む大変低い水準になつてしまひました。EUは、これではいかぬと、域内における油糧種子の生産を強化するために、域内産の油糧種子を使つて油を搾る搾油業者に対して特別の助成を行いました。その助成を行つた結果、一九八〇年代以降は生産が増加してきたといふことでございます。

ところが、搾油業者に対します支払いは、内外無差別でなかつたといふことでガットのバネルで違反とされたことを受けてまして、一九九二年の共通農業政策の改革過程で直接支払いが導入されたものであると承知しております。これは、支持価格を引き下げていく、その代償として直接支払いを導入する、生産調整の義務づけを内容とするもので、実は余り難しい生産調整はしてないやうですけれども、そういう建前の中でEUにおいて大豆、菜種、ヒマワリといったようなものの生産がふえていゝた経緯はあるんですけども、実は必ずしも直接支払いの導入だけが油糧種子の

生産を増加させているとはい切れない点もあることを一言言わせていただきたいと思うんです。というのは、大豆とかヒマワリというのは急激に減少しているんです。同じ直接支払い制度の対象になつていながら、大豆やヒマワリの方はその後急速に減少しています。菜種の方はかなりの拡大をして、二〇〇〇年代になりましてかなりの生産量を維持いたしておりますから、直接支払い方式だけでEUの方の大豆やヒマワリなども伸びているかという、なかなか伸びない、下がってきているというようなこともあることをつけ加えさせていたでいて、やはり生産と消費、需要との間でマッチングをさせていかなければうまくいかないというふうに考えております。

菜種が国内でどれだけまとまって生産をし、生産をした油糧種子が搾油として利用できるかというところについては、私自身はお検討をしておきなさいけない課題だ、こういうふうな受けとめておりますけれども、実際これを拡大していくというところは非常に高いハードルが幾つもあるというところを御理解いただきたいと思ひます。

○篠原委員 若林さんが言うのも正しいんです。私は何も直接支払いだけとは言つていません。今は直接支払いですが、前は輸入課徴金をつけたりしてずっと保護してきている、手厚くしているということなんです。十三ページのところを見ていただければわかると思ひます、後でよく見ておいてください。EUは一たんためになったのを復活しているんです。日本もぜひ見習つてやってくださいということなんです。

なぜこれを申し上げるかという、農産物は発展途上国が価格を決めちゃっているんです、EUもアメリカも日本も価格競争をしたら負けちゃうんですよ、市場経済に全部任せていたらやっけない。だから、直接支払いというのを導入したんです。それは十一ページに書いてあります。所得配分は、所得格差と言つていますけれども、所得配分には市場経済は無力なんです。その分をいろいろ理由をつけて、田舎に、農家に、零細な農

業者に、頑張っている農業者にやっつけていかなければいけないんじゃないかと私は思ひます。今使われている手段が直接支払いなんです。

私は最後に余計な資料をつけさせていただきましたけれども、一番後ろを見ていただきたい。私は、この議論は本当に感心いたしました。今、農林水産委員会にカムバックしたいと思つております。なぜかという、我が方の法案に対してこれだけ自民党の主として若手の皆さんが勉強されていろいろ質問をさせていただいたんです。ほればいたしました。やはりねじれ国会によつて議論が活発化しているんじゃないかと思ひます。ほかの委員会は、さつき申し上げましたけれども、敵対的になつて、何か決まらなくなつてだめになっていますけれども、私は、この農林水産委員会は、農業を取り巻く課題については共通認識が本当にたくさんあるんじゃないかと思ひます。直接支払いは、額は違ひますが、対象もちよつと違ひますけれども、目的は一緒なんじゃないかと思ひます。それでやつてまいりました。

一ページから二ページにかけては、非常に手前みそな私の四年間の歩みを、私が中心になつているんですけれどもね。一つだけ言いわけを、言いわけなんか今ごろしたつてしょうがないんですけれども、いろいろなビラをつくられましたけれども、もともとこのビラは私がつくりました。途中で山岡賢次現国対委員長が発案により、ちよつとかがわしい、品の悪いビラがつくられて、これがいろいろ皆さんに攻撃されておりましたけれども、仕方ないところもあるんだらうと思ひます。お願いですけれども、この議論はいろいろあります。私が感心するのは鳩山邦夫法務大臣でして、時間がなくなりましたのでお答えいただく必要はありませんけれども、鮮明に覚えていまして二年前の採決のとき、鳩山邦夫さんはどうされたかという、率直な人です、起立採決のとき、民主党案に賛成と言つて政府案に起立で賛成されたんです、でかい声で。法務大臣になられても同じような放言をされております。しかし、私は、非

常に気持ちのいい方じゃないかと思ひます。ほとんど話したことがないので、由紀夫さんとか話したことがありませんけれども、私は、こうやつて虚心坦懐に議論して、いいものはいない、悪いものは悪いというふうに認めていけばいいんじゃないかと思つております。

そして、この年表の一番最後、何か日にちがずれたそうだけれども、あした採決される予定が変わつたんですね、もつと先延ばしされるようになったそうでございますけれども、第二、第三の鳩山邦夫さんが生まれることを祈念いたしました、私の質問を終わらせていただきます。

○宮腰委員長 次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 社会民主党の菅野哲雄です。最初に、大臣に質問いたします。

政府は、飼料価格の高騰を受けて、飼料用米を活用する事業に対し助成を行う緊急対策事業を決めました。この対策によつて、飼料用米の生産と活用がどの程度進んでいくものと想定しているのでしょうか。また、飼料用米の普及に向け、生産価格の補償や、主食用米との価格差補てんなどの措置を検討しているのかどうか、お答え願ひたいと思ひます。

〔委員長退席、近藤基委員長代理着席〕
○若林国務大臣 飼料用米につきましては、委員も十分御承知でございますが、輸入トウモロコシ価格が高騰していく中で、国内で生産される飼料用の穀物として期待が寄せられております。また、我が国は、御承知のように、長い歴史を経て水田機能というものを持っておりまして、その水田管理のシステムだけとらえても大変な社会資本でございます。歴史的に長い間かかつて形成されてきた水田管理のシステムでございます。そういう意味では、我が国の水田機能を維持活用するという観点からも重要ではないかというふうに考えているところでございます。

しかしながら、現時点で見ますと、その生産コストは、輸入トウモロコシの価格よりも大体五倍ないし六倍高いわけでございます。ですから、これを本格的に生産し利用するというところにつきましては、生産コストを大幅に低減しなければいけません。また、飼料用の米を利用してつくられる畜産物、鶏肉でありますとか豚肉でありますとか、あるいは酪農についても、そのことによる付加価値がトウモロコシを原料にするよりも高いんだ、そういう消費者側の認識が出てくるように、トウモロコシとの差別化というものも必要になつてくると私は考えているわけでございます。

このために、十九年度の補正予算におきましては、地域水田農業活性化緊急対策というものを活用いたしまして、米の生産調整の一環として低コストの生産技術の確立、定着を促進する。そして、二十年度にあつては、畜産・酪農緊急対策の中で、畜産における利用拡大を図るために、飼料用の米を利用した畜産物の付加価値化や、あるいは給餌えさとしてそれを給与する方法のモデル実証というものを全国的に展開してみよう、そして、飼料用米の運搬、保管に係る経費の支援でありますとか、飼料用米を利用し活用する場合に必要な装置、機械などの整備も促進しようというふうにしたところでございます。

今、飼料用米の作付面積につきましては、十八年産は百四ヘクタールでございました。ところが、十九年産は二百八十六ヘクタールと拡大をしてきております。二十年産につきましては、今申し上げましたような緊急の諸対策を講じておりますから、さらに拡大するだろうということを期待いたしておりますけれども、どの程度まで拡大できるかということについては、今予測は困難な状況にあるわけでございます。

現在、これらの対策について現場への説明を精力的に行つていられる段階でありまして、面積を見通すことは困難でありますけれども、これらの対策を推進することによりまして、飼料用米の生産及び利用が促進されるように、さらに一層努力したいと思つております。

そして、最後にお尋ねでございました、飼料用

米をつくった場合の価格は是正措置のために、直接的に飼料用米の生産に対して助成措置を講ずるかということですが、今の段階ではそのようなことは考えておりません。今申し上げましたような周辺部の環境条件を整えながら、飼料用米が定着するような条件整備を図っていききたい、こう考えているところでございます。

○菅野委員 大臣、この問題は一過性でとらえるんじやなくて、永続的に、継続的にやっていく体制をしっかりと確立して説明に入っていくべきだというふうには私は思っています。

先ほども篠原さんの議論を聞いていても、EUでの取り組みというのは、単年度の取り組みじゃなくて、長い年月をかけて農業構造を変えていくという流れの中で取り組まれたことだというふうには思っていますので、この点については、これからも機会あるごとに議論してまいりたいというふうに思っています。

次に、法案提出者にお聞きします。

耕作地、とりわけ水田を維持していくために、飼料用米あるいはホールクロップサイレージの生産拡大が必要だと私も思っているんですけど、これも、どのように認識しているのか、答弁願いたいと思います。

(近藤(基)委員長代理退席、委員長着席)

○平野参議院議員 今御承知のように、トウモロコシ等の価格高騰を受けて、今たしか、最近のデータでは、ミニマムアクセス米から五十万トンほど飼料米に転換がなされているのではないかと思います。データがちよっと古いので、最新のデータはどれだけかわかりませんが、トン当たり三万から四万ぐらいで取引がされているんじゃないかと思えます。こういう状況の中で、やはり飼料米としての需要は確実に上がってきているんだろうと思います。

あわせて、青刈りをして発酵させて家畜にやるホールクロップサイレージも、まだまだ面積は非常に小さいんですけども、私を知る限りでは、畜産農家、特に牛、酪農家で期待している農家

も結構あります。こういった飼料米、ホールクロップサイレージについては、これからもしっかり振興していく必要があるのではないかとこのように思っています。特に、農家にとっては転作をやる上で非常に条件の悪い、例えば排水が悪いようなところでは、どうしても大豆あるいは麦をつくれと言っても、なかなかできない。

そういう中で、この多収穫米あるいはホールクロップサイレージであれば、今までの稲作の作付の延長線上で対応できますから、大変期待する向きもあるわけですね。

ただ、それをしてしっかり支えるためには、先ほど大臣もちよっと言われましたけれども、やはり価格、いわゆる生産コストとの価格差の問題がかなりございまして、これをどのように補てんするかというのはこれからしっかりと詰めてくねならない問題だろうという問題意識もあわせて持つておきます。

しかし、いずれこの飼料米、ホールクロップサイレージについては、いろいろな観点から、どんなにどんどこからしっかりと推進していったいいいのではないかとこのように私も思っています。

○菅野委員 今、法案提出者の方から、位置づけの認識等については披露になったんですが、法案の中ではどのような位置づけになっているのか、お聞きしておきたいと思えます。

○平野参議院議員 正直申し上げまして、これは、いわゆる転作物として飼料米をどのように位置づけるかというのは、菅野先生から質問をいただきまして改めて気がついたんですが、私どもの議論の中では余り議論されてきていない議論でして、これは私もちよっとつかつたなというふうには思っています。

ただ、私どもの位置づけとすれば、これはやはり米にかわる農産物の生産という中で位置づけるべきものだと思います。このときに、いわゆる飼料米としての市場の価格と生産費というのはかなり差があります。先ほど言いましたように、

トン当たり三万、四万で今取引されている。一方で、主食用の米というのはトン当たり二十万から二十二万ですから、これを全額そっくり埋めるというのはなかなか大変だなと。

それからもう一つは、私どもは、自給率をしっかりと向上させるためには、やはり何としても主食用で大豆あるいは小麦、こういったものの生産振興をもっと図らにやいかぬということもあります。こういったことを見ながら、転作物としての飼料米、ホールクロップサイレージ、どのレベルで所得補償するかということについては、今まで米並みの所得補償というふうには言ってきましたけれども、若干違う検討が必要ではないかということも今菅野先生からこういう御質問をいただいて改めて気づいたところであります。ここについては、いろいろな方の意見も聞きながら、これから検討していく必要があるんじゃないかというふうには思っております。

○菅野委員 最後に申し述べておきますけれども、米だけを取り上げても、世界的には価格が急騰し、ベトナムやインドといった主要生産国も輸出制限に踏み切っています。このとき、逆に日本は生産調整で生産を縮小し、耕作放棄地を拡大させているのは本末転倒であるということを上上げておきたいというふうに思います。

民主党案には賛成の立場ですが、米の備蓄のあり方、生産調整の必要性、あるいはWTO農業交渉やEPAなどの輸入自由化に対して、どのように対処していくのか、さらに検討が必要で、また、EUのような環境支払いも、国民の理解を得ながら、どのように進めていくのか、真剣な議論が必要に思えます。そのようなことを指摘して、質問を終わります。

以上です。

○宮腰委員長 次に、内閣提出、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣若林正俊君。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案

(本号末尾に掲載)

○若林国務大臣 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

森林は、国土の保全、地球温暖化の防止等の多面的な機能を有しておりますが、これらの機能の持続的な発揮を確保する上で、また、京都議定書の森林吸収目標を達成する上からも、間伐等の実施を促進することが喫緊の課題となっております。このため、京都議定書の第一約束期間の最終年度である平成二十四年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、都道府県知事は、農林水産大臣が定めた基本方針に即して、間伐等の実施の促進に関する基本方針を定めることができることとし、また、市町村は、この基本方針に即して、間伐等の実施の促進に関する計画を作成することができることとしております。

第二に、国は、間伐等の実施の促進に関する計画を作成した市町村に対し、当該計画に基づく間伐等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができることとしております。

第三に、市町村が作成した計画に基づき実施される間伐等に関し地方公共団体が負担する経費について、地方債をもってその財源とすることができるとしてあります。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決い

たきますようお願い申し上げます。

○宮腰委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五分散会

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案

置法

(目的)

第一条 この法律は、我が国森林が気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行に果たす役割の重要性にかんがみ、平成二十四年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、市町村が作成する特定間伐等促進計画に基づく間伐等に関する特別の措置を講じ、もって森林の適正な整備に寄与することを目的とする。

(基本指針)

第二条 農林水産大臣は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四条第一項の規定によりたてられた全国森林計画に適合して、森林（同法第二条第一項に規定する森林をいう。以下同じ。）の間伐又は造林で平成二十四年度までの間に行われるもの（以下「特定間伐等」という。）の実施の促進に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本方針の指針となるべきものを定めるものとする。

一 特定間伐等の実施の意義及び目標に関する事項

二 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の設定に関する基本的な事項

三 前号の区域において実施すべき特定間伐等に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、特定間伐等の実施の促進に関する重要事項

3 基本指針は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第八条第一項に規定する京都議定書目標達成計画と調和するものでなければならない。

4 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、環境大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 農林水産大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣その他関係行政機関の長及び都道府県知事に通知しなければならない。

6 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

(基本方針)

第三条 都道府県知事は、基本指針に即するとともに、森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画に適合して、当該都道府県の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることができる。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定間伐等の実施の促進の目標

二 特定間伐等の実施を促進するための措置を講ずべき区域の基準

三 次条第一項に規定する特定間伐等促進計画の作成に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、特定間伐等の実施の促進に関する事項

3 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議しなければならない。

4 都道府県知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、農林水産大臣に報告しなければならない。

ければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(特定間伐等促進計画)

第四条 その区域の全部又は一部が前条第二項第二号の基準に適合する区域内にある市町村は、基本方針に即するとともに、森林法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画に適合して、当該市町村の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）を作成することができる。

2 特定間伐等促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定間伐等促進計画の区域

二 特定間伐等促進計画の目標

三 第一号の区域において実施する特定間伐等に係る次に掲げる事項

イ 間伐を実施する森林についての所在場所別の間伐主体、間伐時期、間伐面積、間伐樹種、間伐材齢、間伐立木材積及び間伐方法その他間伐に関する事項

ロ 造林する森林についての所在場所別の造林主体、造林時期、造林面積、造林樹種及び造林方法その他造林に関する事項

ハ イの間伐又は口の造林を実施するために必要な作業路網その他の施設の設置に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、特定間伐等の実施の促進に関する事項

3 特定間伐等促進計画に市町村以外の者が実施する特定間伐等に係る事項を記載しようとする市町村は、当該事項について、あらかじめ、当該市町村以外の者の同意を得なければならない。

4 市町村以外の者であって特定間伐等を実施しようとするものは、市町村に対し、当該特定間伐等に係る事項をその内容に含む特定間伐等促進計画の案の作成についての提案をすることが

できる。

5 前項の市町村は、同項の提案を踏まえた特定間伐等促進計画の案を作成する必要があると判断したときは、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知しなければならない。

6 市町村は、特定間伐等促進計画を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

7 市町村は、特定間伐等促進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に当該特定間伐等促進計画の写しを送付しなければならない。

8 第三項から前項までの規定は、特定間伐等促進計画の変更について準用する。

(交付金の交付等)

第五条 特定間伐等促進計画を作成した市町村は、次項の交付金を充てて当該特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等（前条第二項第三号ハの施設の設置を含む。以下この条、次条第一項及び第八条第一項において同じ。）の実施（市町村以外の者が実施する特定間伐等に要する費用の一部の負担を含む。次項において同じ。）をしようとするときは、当該特定間伐等促進計画を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 国は、前項の市町村に対し、同項の規定により提出された特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施に要する経費に充てるため、農林水産省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

3 前項の交付金を充てて行う事業に要する費用については、森林法その他の法令の規定に基づく国の負担又は補助は、当該規定にかかわらず、行わないものとする。

4 前三項に定めるもののほか、第二項の交付金の交付に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

(地方債の特例等)

第六条 地方公共団体が、特定間伐等促進計画に

基づく特定間伐等を実施し、又は当該特定間伐等で総務省令で定める者が実施するものに関する助成を行おうとする場合において、当該実施又は助成に要する経費のうち総務省令で定めるものであって地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条各号に規定する経費に該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

2 地方公共団体が特定間伐等促進計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。
（伐採の届出の特例）

第七条 特定間伐等の実施主体として特定間伐等促進計画に定められた者が当該特定間伐等促進計画に従って行う立木の伐採については、森林法第十条の八第一項本文の規定は、適用しない。
（国等の援助等）

第八条 国及び地方公共団体は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施主体に対し、当該特定間伐等の確実かつ効果的な実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、農林水産大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び同項の実施主体は、特定間伐等促進計画の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

我が国森林が気候変動に関する国際適合枠組条約の京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行に果たす役割の重要性にかんがみ、平成二十四年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、市町村が作成する特定間伐等促進計画について定めるとともに、当該計画に基づく間伐等の経費に充てるための交付金を交付する措置、地

方財政上の特例措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十年四月十五日印刷

平成二十年四月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P